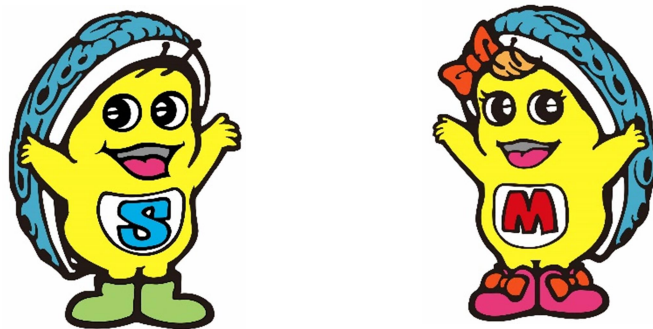


# 島牧村地域防災計画

---



令和5年(2023年)3月

島牧村防災会議



## 目次(1/2)

第1章 総則	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 用語	2
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第7節 村民等及び事業所の基本的責務	9
第2章 島牧村の概況	
第1節 地域の特徴	12
第2節 災害の概況	13
第3章 防災組織	
第1節 組織計画	19
第2節 気象業務に関する計画	30
第4章 災害予防計画	
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	37
第2節 防災訓練計画	40
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	41
第4節 相互応援(受援)体制整備計画	44
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	45
第6節 避難体制整備計画	48
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	54
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	60
第9節 建築物災害予防計画	60
第10節 消防計画	61
第11節 水害予防計画	62
第12節 風害予防計画	66
第13節 雪害予防計画	66
第14節 融雪災害予防計画	68
第15節 高波、高潮災害予防計画	69
第16節 土砂災害の予防計画	69
第17節 積雪・寒冷対策計画	73
第18節 複合災害に関する計画	75
第19節 業務継続計画の策定	75
第5章 災害応急対策計画	
第1節 災害情報収集・伝達計画	77
第2節 災害通信計画	81
第3節 災害広報・情報提供計画	84
第4節 避難対策計画	87
第5節 応急措置実施計画	98
第6節 自衛隊派遣要求及び派遣活動計画	104
第7節 広域応援・受援計画	107

## 目 次 (2/2)

第 8 節	ヘリコプター等活用計画	-----	110
第 9 節	救助救出計画	-----	112
第 10 節	医療救護計画	-----	113
第 11 節	防疫計画	-----	117
第 12 節	災害警備計画	-----	120
第 13 節	交通応急対策計画	-----	121
第 14 節	輸送計画	-----	127
第 15 節	食料供給計画	-----	129
第 16 節	給水計画	-----	130
第 17 節	衣料、生活必需物資供給計画	-----	132
第 18 節	石油類燃料供給計画	-----	134
第 19 節	電力施設災害応急計画	-----	135
第 20 節	水道施設対策計画	-----	137
第 21 節	応急土木対策計画	-----	137
第 22 節	被災宅地安全対策計画	-----	139
第 23 節	住宅対策計画	-----	140
第 24 節	障害物除去計画	-----	143
第 25 節	文教対策計画	-----	144
第 26 節	行方不明者の捜索及びご遺体の埋葬等計画	-----	146
第 27 節	家庭動物等対策計画	-----	148
第 28 節	応急飼料計画	-----	149
第 29 節	廃棄物等処理計画	-----	149
第 30 節	災害ボランティアとの連携計画	-----	150
第 31 節	労務供給計画	-----	152
第 32 節	職員派遣計画	-----	152
第 33 節	災害救助法の適用と実施	-----	154
第 34 節	原子力災害に関する緊急事態応急対策	-----	157
第 6 章	地震・津波災害対策計画		
第 1 節	地震・津波災害予防計画	-----	159
第 2 節	地震・津波災害応急対策計画	-----	171
第 7 章	事故災害対策計画		
第 1 節	海上災害対策計画	-----	183
第 2 節	航空災害対策計画	-----	193
第 3 節	道路災害対策計画	-----	196
第 4 節	危険物等災害対策計画	-----	201
第 5 節	大規模な火事災害対策計画	-----	208
第 6 節	林野火災対策計画	-----	212
第 7 節	大規模停電対策計画	-----	217
第 8 章	災害復旧・被災者援護計画		
第 1 節	災害復旧計画	-----	222
第 2 節	被災者援護計画	-----	223

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、島牧村防災会議が作成する計画であり、島牧村において、予防、応急、復旧等の災害対策を実施するに当たり、村及び防災関係機関がその機能の全てをあげて村民等の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、以下の事項を定め当村における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 村の区域を管轄し、若しくは、村の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」（※）の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくり）、13（気象変動に具体的な対策を）及び17（パートナーシップで目標を達成しよう）の達成に資するものである。

※ 2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標

## 第2節 計画の構成

島牧村地域防災計画は、本編及び資料編によって構成する。

## 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（村民等及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（村民等が各地区において互いに助け合うことをいう。）及び公助（村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は村民等自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地区の災害リスクととるべき避難行動等についての村民等の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、村民等主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地区における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地区の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めなければならない。
- 5 令和2年以降における新型コロナウイルス感染症の発生・蔓延を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第4節 用語

---

この計画において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 基本法      | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）                       |
| 2 救助法      | 災害救助法（昭和22年法律第118号）                         |
| 3 水防法      | 水防法（昭和24年法律第193号）                           |
| 4 土砂災害防止法  | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） |
| 5 地すべり等防止法 | 地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）                  |
| 6 消防法      | 消防法（昭和29年7月24日法律第186号）                      |
| 7 防災会議     | 島牧村防災会議                                     |
| 8 本部（長）    | 島牧村災害対策本部（長）                                |
| 9 連絡本部（長）  | 島牧村災害対策連絡本部（長）                              |
| 10 防災計画    | 島牧村地域防災計画                                   |
| 11 道防災計画   | 北海道地域防災計画                                   |
| 12 災害      | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害                         |
| 13 災害時     | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合                       |
| 14 村民等     | 村民、通勤・通学者、旅行者等、村内にいる全ての者                    |

- 15 防災関係機関 村の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、村を警備区域とする陸上自衛隊、村の区域内の消防機関並びに村の地域において業務を行う指定公共機関及び指定地方公共機関

## 第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね以下に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 道防災計画等の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口・面積等の数量的な修正等）を行った場合は、防災会議で修正し、その結果を知事に報告するものとする。

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、以下のとおりである。

なお、村として事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関との間、村民等との間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

### 1 島牧村

機関名	事務又は業務
村長部局	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議の事務に関すること。</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備及び物資・資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。</li> <li>(3) 自主防災組織の充実を図ること。</li> <li>(4) 村民等の自発的な防災活動の促進を図ること。</li> <li>(5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</li> <li>(6) 村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>(7) 避難指示等の発令に関すること。</li> <li>(8) 災害対策（連絡）本部の設置及び運営に関すること。</li> </ol>
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における被災児童・生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。</li> <li>(2) 避難等に係る村立学校施設の使用に関すること。</li> <li>(3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>(4) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>

島牧診療所	災害時における医療、助産及び防疫対策についての協力に関する事。
岩内・寿都地方消防組合 (消防島牧支署及び島牧消防団)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関する事。 (2) 被災地の警戒態勢に関する事。 (3) 村民等の避難誘導及び人命救助に関する事。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関する事。
南部後志環境衛生組合	災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関する事。
南部後志衛生施設組合	災害時におけるごみ処理に関する事。

## 2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練運用、管理に関する事。 (2) 非常通信協議会の運営に関する事。
北海道財務局 小樽出張所	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関する事。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関する事。 (5) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用又は無償貸付に関する事。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。 (2) 関係職員の派遣に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
北海道労働局	事業等の産業災害の防止対策に関する事。
北海道農政事務所 企画調整室	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給に関する事。 (2) 災害応急対策に必要な措置を行う事。
北海道森林管理局 後志森林管理署	(1) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事。 (3) 災害時における村の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関する事。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。 (3) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 (4) 被災中小企業の振興に関する事。
北海道産業保安監督部	電気事業者等の防災上の措置に関する事。
北海道開発局 小樽開発建設部 (岩内道路事務所)	(1) 所轄国道の整備及び災害復旧に関する事。 (2) 災害時における所轄国道の交通の確保に関する事。



北海道運輸局 札幌運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関する事。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する事。
東京航空局	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関する事。 (2) 航空機遭難の際の捜索及び救難の調整に関する事。 (3) 災害時における空中輸送の連絡調整に関する事。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関する事。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関する事。 (3) 災害復旧・復興あたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関する事。
札幌管区気象台	(1) 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
第一管区海上保安本部 小樽海上保安部	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関する事。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関する事。 (3) 災害時における罹傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関する事。 (4) 海上における人命の救助に関する事。 (5) 海上交通の安全確保に関する事。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関する事。 (7) 海上災害時における自衛隊災害派遣要請に関する事。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関する事。 (2) 災害廃棄物の処理等に関する事。 (3) 環境モニタリングに関する事。 (4) 家庭動物の保護等に関する事。
北海道防衛局	(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関する事。 (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関する事。

### 3 自衛隊（村関連分）

機関等名	事務又は業務
陸上自衛隊 北部方面隊	(1) 知事又は後志総合振興局長の派遣要請に基づく部隊の派遣に関する事。

<p>第11旅団 第28普通科連隊 (海上自衛隊・航空自衛隊)</p>	<p>(2) 村及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。</p>
---	--

4 北海道

機関名	事務又は業務
<p>後志総合振興局 地域創生部 地域政策課</p>	<p>(1) 後志地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置の実施に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 村及び指定地方公共機関の処理に関する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
<p>後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所</p>	<p>(1) 所轄道路、河川・漁港の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。</p>
<p>後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)</p>	<p>(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること。</p>
<p>後志教育局</p>	<p>(1) 児童・生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。</p>
<p>後志農業改良普及 センター 本所</p>	<p>(1) 被災地の農作物の被害調査に関すること。 (2) 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと。</p>
<p>後志家畜保健衛生所</p>	<p>(1) 被災地の家畜の被害調査に関すること。 (2) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導を行うこと。</p>

5 北海道警察函館方面本部

機関名	事務又は業務
<p>寿都警察署 (島牧・本目駐在所)</p>	<p>(1) 災害時における避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締まり等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 村及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</p>

## 6 指定公共機関（村関連分）

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 島牧郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する こと。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部災害対策室	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	
KDDI株式会社	
ソフトバンク株式会社	
楽天モバイル株式会社	
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金の募集（配分）に関すること。
日本放送協会札幌放送局 （北海道地域拠点局）	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について防災関係機関の支援を行うこと。
ヤマト運輸株式会社	
北海道電力株式会社	
北海道電力ネットワーク株式会社 小樽支店寿都ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

## 7 指定地方公共機関（村関連分）

機関名	事務又は業務
一般社団法人 北海道医師会	災害時における救急医療を行うこと。
社団法人寿都医師会	
一般社団法人 北海道歯科医師会	災害時における歯科医療を行うこと。
後志歯科医師会	
一般社団法人 北海道薬剤師会	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会	災害時における家庭動物の対応を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送につ

公益社団法人 北海道トラック協会	いて防災関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について防災関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会	災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道LPガス協会	災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 島牧村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

### 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体等名	事務又は業務
島牧漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。
南しりべし森林組合 (黒松内支所)	
島牧商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関すること。
小樽建設協会	災害時における応急対策及び災害復旧に関すること。
村内運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
村内の危険物関係施設の 管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
指定避難所等の管理者	指定避難所等の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
社会福祉法人島牧村社会 福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアの活動支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの活動に関すること。 (3) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関すること。 (4) 被災者の保護についての協力に関すること。
各地区会等	(1) 災害時における村民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 防災訓練等への参加・協力に関すること。 (3) 非常食等の炊出し及び保育等ボランティア活動に関すること。 (4) 地区防災計画の作成に関すること。

## 第7節 村民等及び事業所の基本的責務

「いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、村民等の一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や地区会等において村民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、地区会等の様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する村民運動を展開することが必要である。

### 第1 村民等の責務

村民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活用品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災・避難訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、指定避難所等における自主的活動、村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地区における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、AMラジオ、乾電池、携帯電話、同充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地区における災害の危険性の把握
- (5) 防災・避難訓練や研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 地区会等における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等



## 2 災害時の対策

- (1) 地区における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 指定避難所等での自主的活動や村民等が主体となった避難所運営態勢の構築
- (5) 村及び防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

## 3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等に協力を求められた場合は、村民等はこれに応ずるよう努めるものとする。

## 第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活用品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続地区への貢献・共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続する事業継続計画（BCP）を要すれば策定するとともに、防災態勢の整備や防災・避難訓練の実施等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び要すれば事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災態勢の整備
- (3) 事業所の耐震化、耐浪化の推進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災・避難訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 電力等重要なライフラインの供給不足への対応

### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地区への貢献

### 第3 村民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 各地区の村民等及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、地区の防災力の向上を図るため、協働により、防災・避難訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援態勢の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 各地区の村民等は、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画（素案）を作成して島牧村地域防災計画に提案するなど、村との連携に努めるものとする。
- 3 島牧村防災会議は、地区防災計画（素案）の提案を受けた場合は、必要に応じて島牧村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体での避難が円滑に行われるよう個別避難計画が定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用を図られるよう努める。



- 5 村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、村民等の一人ひとりが自ら行う防災活動を推進して、地区の防災態勢の充実を図る。

## 第2章 島牧村の概況

### 第1節 地域の特徴

#### 第1 地形等

- 1 当村は、北海道の西部、後志管内の最南部にあって、北緯42度41分、東経140度03分に位置し、東西29.7km、南北19.8km、総面積は約437.18km<sup>2</sup>で後志総合振興局管内では蘭越町(約449.78km<sup>2</sup>)に次いで2番目の広さを有する。
- 2 北海道南西部最高峰の狩場山(1,520m)や大平山など1,000m以上の山岳が後背に位置する。北東部に寿都町、東部に黒松内町、南部にせたな町が接している。  
なお、渡島管内 長万部町及び檜山管内 今金町は隣接しているが、道路がないため直接の通行はできない。
- 3 日本海に面する海岸線の総延長は約51kmあり、急峻な岩礁地帯が連なるかと思えば、緩やかな弧を描く砂浜が続くなど変化に富んだ景観となっている。その山岳周辺及び海岸線一帯は「狩場茂津多道立自然公園」に指定されている。
- 4 海岸線に沿うように、寿都町とせたな町とを結ぶ交通の動脈である国道229号線が走る。黒松内町を結ぶ道道523号線(美川・黒松内線)の通行は、冬季吹雪による影響を大きく受ける。  
開豁地には2級河川である千走川、泊川、大平川、折川が流れ、この4河川の流域に細い平坦地があり、住宅地は海岸線に沿って細長く形成されている。漁業と観光の村である。
- 5 河川流域は沖積土、丘陵地帯は粘土層が多く、山岳は那須火山系の新第三紀中新世火成岩層を主体とし、岩石は砂岩、凝灰岩、安山岩質、角閃石輝石、集塊石、石英粗面岩等である。海岸の岩層は、新第三紀の海底火山活動の際に、噴出した火山灰、火山砂や熔岩の破片などが積み重なって、部厚い凝灰岩や集塊岩の層となっている。

図表 島牧村位置図



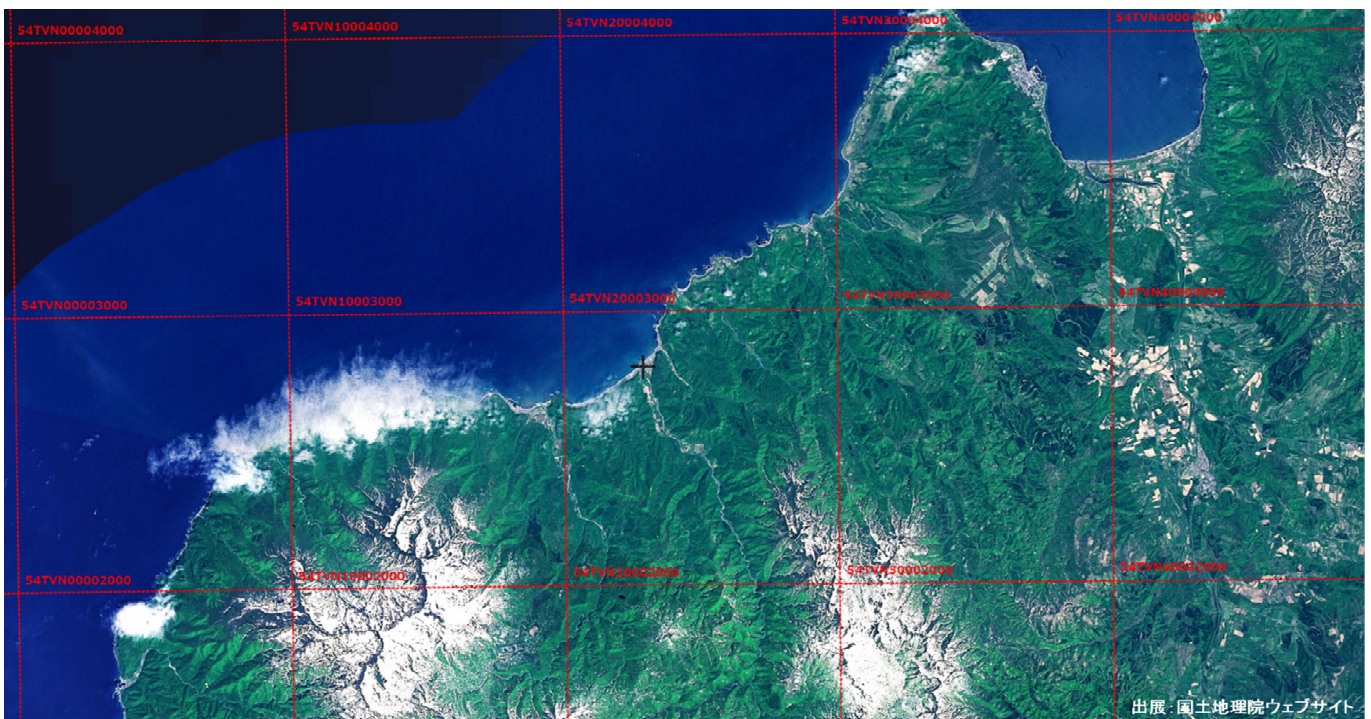


## 第2 気象

1 村の位置する北海道西海岸地方は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けて海洋性気候を示し、全体的には強風及び豪雪地帯ではあるが比較的温暖な気候である。近年の年平均気温は10.0℃、最高気温31.8℃、最低気温が-9.3℃、降水量は年間1,075mm・1日最大29.5mm、降雪量は年間431cm・最大積雪深115cm、年間降雪日数は73日である。

### 2 強風の特徴

低気圧が北海道の北を通過、又は日本海北部を北東進する際は、泊・永豊地区以西において、南南西～西南西の強風が吹く。低気圧が日本海中部を北東進する際は、沿岸全域において東南東～南南東の強風が吹く。日本海北部の積丹沖に低気圧、又は冬型の気圧配置の際は、沿岸全域において西から北北西の強風が吹く。



## 第2節 災害の概況

村の位置する後志管内は、道内でも有数の豪雪地帯のため、大雪や暴風雪による交通障害、融雪期における河川の増水などによる被害が発生しやすく、また、沿岸地域は、急峻で平地が少ないため、大雨による土砂災害や強風、波浪による家屋や道路の被害が発生しやすい地域である。

加えて、地震、及びこれに伴う津波による被害も想定される。

自然災害及び事故災害等として、特に以下のようなことが挙げられる。

### 第1 気象災害

#### 1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進されいわゆる融雪災害が起こる。

発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

特に当村では、山地が多く平地が少ないため、各河川は急流となっていることから、河川に山腹の積雪が急速に河川に注がれるために、一挙に出水することがある。

## 2 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかしながら、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると本道の南岸は、大雨に見舞われる。

最近は、これに似た型で小さな範囲の地域に集中豪雨が発生し、災害をおこす回数が多い。

## 3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、特に前半の時期は前線が北海道地方に停滞したり、台風が北海道に接近するため、暴風や高波、大雨により被害が出ることがある。

## 4 冬の災害

冬期に入ると本道の日本海沿岸から太平洋に低気圧が襲来する。その中心示度は970ヘクトパスカル以下に発達するものもあり、その気圧の低さは、台風以上の場合もある。

襲来する時期が冬のため、降水は雪となり、そのため雪害による交通障害及び波浪による護岸、道路決壊等の災害が発生する。

当村における雪害では、吹雪、雪崩、電線着雪、水道管凍結等により、停電、断水、バスダイヤの乱れ、船舶の遭難及び通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらす。

## 第2 地震・津波災害

当村及び村周辺に被害をもたらす可能性のある地震・津波は、以下のとおりである。

### 1 北海道南西沖地震

(1) 北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年から1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

(2) 奥尻島の南西海岸及び当村に隣接するせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が上ノ国町～当村～積丹町では3m以上となり、特に八雲町～当村～寿都町の海岸では5mを超える。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島およびせたな町では10分以内、松前町～当村～神恵内村で20分以内となる。

当村における到達時間、最大遡上高等は以下のとおりである。

		北海道南西沖地震		
島牧村	地名等	津波被害警戒時間 (分)	第一波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
	本目	11	12	6.4
	厚瀬漁港	11	11	8.1

	軽臼漁港	1 1	1 2	8. 9
	大平川河口	1 1	1 2	8. 1
	永豊漁港	1 1	1 2	7. 7
	泊川河口	1 1	1 3	6. 9
	千走	1 0	1 0	9. 2
	原歌漁港	9	9	4. 9
	栄浜	6	6	6. 7

- (3) 対象地域全体における人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には170人～360人の死者が発生する。構造物の効果がない場合には320人～470人が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には1,700棟強の全壊が生じ、特に当村、せたな町、奥尻島での被害が大きい。

当村における被害予測は、以下のとおりである。

人的被害予測（死者数（単位：人）、構造物の効果なし）

	北海道南西沖地震			
	夏		冬	
島牧村	避難意識低	避難意識高	避難意識低	避難意識高
	7 4	6 1	6 6	5 5

人的被害予測（負傷者数（単位：人）、構造物の効果なし）

	北海道南西沖地震			
	夏		冬	
島牧村	重傷	中等	重傷	中等
	3 2	7 7	2 8	6 8

建物被害予測（構造物の効果なし）

	北海道南西沖地震			
島牧村	全壊	半壊	床上	床下
	3 2 5	1 1 3	1 0 3	6 3

道路被害予測（構造物の効果なし）

	北海道南西沖地震			
島牧村	延長(km)	3 2 5. 9 2	被害延長(km)	4 9. 3 0
	区間(数)	6 8 8	被害区間(数)	2 0 2

## 2 北海道北西沖の地震

- (1) 北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は、2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

地震による当村における津波の到達時間、最大遡上高等は以下のとおりである。

北海道北西沖（沖側）の地震				
	地名等	津波被害警戒時間 (分)	第一波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
島牧村	本目	—	34	1.5
	厚瀬漁港	—	33	1.2
	軽臼漁港	128	33	1.8
	大平川河口	116	34	1.9
	永豊漁港	97	34	2.2
	泊川河口	86	35	2.1
	千走	81	33	2.2
	原歌漁港	83	32	1.4
	栄浜	—	30	0.9

北海道北西沖（沿岸側）の地震				
	地名等	津波被害警戒時間 (分)	第一波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
島牧村	本目	156	67	1.5
	厚瀬漁港	84	67	1.3
	軽臼漁港	85	68	1.6
	大平川河口	84	68	1.3
	永豊漁港	86	69	2.3
	泊川河口	86	70	2.3
	千走	86	67	2.4
	原歌漁港	84	67	1.0
	栄浜	—	61	0.6

- (2) 当村における被害予測は、以下のとおりである。

人的被害予測（死者数（単位：人）、構造物の効果なし）

北海道北西沖（沖側）（沿岸側）の地震				
島牧村	夏		冬	
	避難意識低	避難意識高	避難意識低	避難意識高
	1	0	1	0

人的被害予測（負傷者数（単位：人）、構造物の効果なし）

	北海道北西沖地震（沖側）の地震			
	夏		冬	
	重傷	中等	重傷	中等
島牧村	2	4	1	2

人的被害予測（負傷者数（単位：人）、構造物の効果なし）

	北海道北西沖（沿岸側）の地震			
	夏		冬	
	重傷	中等	重傷	中等
島牧村	2	5	1	2

建物被害予測（構造物の効果なし）

	北海道北西沖（沖側）の地震			
	全壊	半壊	床上	床下
島牧村	0	20	10	17

建物被害予測（構造物の効果なし）

	北海道北西沖（沿岸側）の地震			
	全壊	半壊	床上	床下
島牧村	2	21	11	23

道路被害予測（構造物の効果なし）

	北海道北西沖（沖側）の地震			
	延長(km)	325.92	被害延長(km)	5.44
島牧村	区間(数)	688	被害区間(数)	34

道路被害予測（構造物の効果なし）

	北海道北西沖（沿岸側）の地震			
	延長(km)	325.92	被害延長(km)	5.70
島牧村	区間(数)	688	被害区間(数)	29

### 3 積丹半島沖の地震

- (1) 積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の地震の発生から経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。
- (2) 当村（陸上）の被害は、予測されていない。

#### 4 留萌沖の地震

- (1) 留萌沖では、1947年にM7.5の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。
- (2) 後志管内では、積丹町の海岸で津波水位が3mを超える。1m以上の水位上昇が生じる時間は、後志管内では、積丹町、神恵内村では20分以内に生じる。  
小樽市、余市町では大きな被害が発生するが、当村(陸上)の被害は予測されていない。

#### 5 黒松内低地断層帯の地震

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町に至る西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

### 第3 甚大な災害

- 1 平成5年(1993年)7月12日22:17、推定震度5の北海道南西沖地震が発生した。地震発生約9分後に第1波の津波、その約14分後に第2波、さらに約25分後に第3波が襲来した。第3波が最大の津波であり、以下の高さを記録した。

歌島地区：4～5m、本目地区：3～4m、港地区：4～5.6m

栄磯地区：6～7.5m、豊浜地区：3～4m

泊・永豊・豊平地区：3～4m、江ノ島地区：2～3m

千走地区：6～6.5m、元町地区：5～6m、原歌地区：5～6m

栄浜地区：2.5m～5m

この津波と落石により、6の方が亡くなり、1の方が行方不明、14の方が重軽傷を負われた。家屋の全壊27戸、半壊9戸、一部破損56戸、床上・床下浸水116戸、漁船等の被害は273隻(総隻数の約90%)、国道229号線は第2白糸トンネル(第2栄浜地区)の崩落を含め9箇所が被害、農道・村道の被害は17箇所となり、被害総額52億4千万円余の本村歴史上最大と思われる大きな被害を受けた。

- 2 この他の主な災害等の記録は、資料編による。

## 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

### 第1節 組織計画

#### 第1 平常時の防災活動体制

##### 1 島牧村の防災会議

村の防災会議は、村長を会長とし、基本法第16条第5項に基づく島牧村防災会議条例(昭和41年条例第18号)第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、当村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害時における防災関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織の概要等は、以下のとおりである。

##### 2 防災会議の組織

区分	委員構成	機関名	役職名
会長	市町村長	島牧村	島牧村長
1号	指定地方行政機関	小樽開発建設部	岩内道路事務所長
		第一管区海上保安本部	小樽海上保安部長
		北海道森林管理局	後志森林管理署長
2号	陸上自衛隊	北部方面隊	第28普通科連隊長
3号	北海道	後志総合振興局	地域創生部地域政策課主幹
		同 保健環境部	保健行政室企画総務課長
		同 小樽建設管理部	蘭越出張所長
4号	北海道警察	寿都警察署	寿都警察署長
5号	島牧村	島牧村役場	副村長
			総務課長
			企画課長
			住民課長
			福祉課長
			産業振興課長
			施設課長
防災対策室長			
6号	教育委員会	島牧村教育委員会	教育長
7号	消防組織	岩内寿都地方消防組合	消防署島牧支署長
		島牧消防団	島牧消防団長
8号	指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等	日本郵便株式会社	島牧郵便局長
		東日本電信電話株式会社	北海道事業部災害対策室長
		北海道電力ネットワーク株式会社	小樽支店寿都ネットワークセンター所長
		(自治会)	島牧村地区会連絡協議会長
(民間福祉団体)	島牧村社会福祉協議会長		

##### 3 防災会議委員の任期及び定数

(1) 任期

役職の在任期間中とする。ただし、第8号の委員の任期は2年を基準とする。  
また、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(2) 定数

第5号の委員の定数は8人以内とし、委員の総数は25人以内とする。

4 防災会議の運営

島牧村防災会議条例の定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 緊急幹部会議

村長は、災害・事故の発生が予想されるときで、必要と認めるときは緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期す。

2 災害対策連絡本部

(1) 設置

村長は、災害対策本部設置に至らない災害・大事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部を設置し、必要な災害応急対策を実施するものとする。

災害対策連絡本部設置基準	
風水害 (洪水等 土砂災害 高潮災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。</li> <li>住宅の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。</li> <li>孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。</li> <li>交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li> </ul>
地震災害 津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱又は5強の地震が発生したとき。</li> <li>本村沿岸に津波警報等が発表されたとき。</li> <li>地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li> </ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の全半壊等の被害もしくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。</li> <li>孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。</li> <li>交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li> </ul>
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。</li> <li>人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。</li> <li>事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。</li> </ul>
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>離着陸事故等で人的被害が発生したとき。</li> <li>小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。</li> </ul>



道路災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。</li> <li>・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。</li> </ul>
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるなどとき。</li> </ul>
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるなどとき。</li> </ul>
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動の難航が予想されるとき。</li> <li>・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるなどとき。</li> </ul>
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。</li> </ul>

## (2) 組織等

ア 災害対策連絡本部の構成は、村長を本部長とし、副村長、各課長等、消防島牧支署長、防災対策室長その他村長が指名する職員をもって構成する。

イ 災害対策連絡本部が設置された場合は、各課長等は、災害対策本部が設置された場合に準じて災害応急対策を実施するものとする。

ウ 災害対策連絡本部は、災害・大事故等の発生するおそれなくなつたとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは廃止する。

## 3 災害対策本部

## (1) 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害時に以下の基準の一つに該当し、村長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害 (洪水等 土砂災害 高潮災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>・多くの住宅又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。</li> <li>・多くの地区で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</li> <li>・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li> <li>・避難指示を発令したとき。</li> </ul>
地震災害 津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・大津波警報（特別警報）・津波警報が発表されたとき。</li> <li>・地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li> <li>・避難指示を発令したとき。</li> </ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。</li> <li>・多くの住宅又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。</li> <li>・多くの地区で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</li> <li>・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</li> </ul>

大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> <li>・多くの死傷者が発生したとき</li> </ul>
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想される時。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。</li> </ul>
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷(湿)害被害が発生したとき。</li> </ul>

(2) 組織

災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

ア 本部長 : 村長

イ 副本部長 : 副村長・教育長

ウ 本部員

班	班長	副班長	班員(※)
総務班	総務課長	出納課長 防災対策室長 総務課主幹 (総務係長)	総務課職員 出納課職員
広報班	企画課長	企画課主幹 (企画情報係長)	企画課職員
民生班	住民課長	住民課主幹 (住民係長)	住民課職員
福祉班	福祉課長	診療所事務長 福祉課主幹 保育所主幹	福祉課職員 島牧診療所職員 島牧保育所職員
産業班	産業振興課長	農業委員会事務局長 産業振興課主幹 (農林係長)	産業振興課職員 農業委員会事務局員

建設班	施設課長	施設課主幹 (施設係長)	施設課職員
教育班	教育次長	教育委員会主幹 給食センター長 (学務管理係長)	教育委員会 学校給食センター職員
支援班	議会事務局長		議会事務局職員

※ 班員は、各班長（各課長等）の指定による。

(3) 運営及び各班の所掌事項等

ア 災害対策本部の運営は、島牧村災害対策本部条例（昭和41年条例第8号）の定めるところによる。

イ 災害対策本部の運営に際して、防災関係機関等と締結した協定等に基づき、当該機関からの連絡員等の派遣を受ける。

ウ 各班の所掌事項は、以下のとおりとする。

班	所掌事項	構成課等
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議等の事務に関する事。</li> <li>2 災害対策本部等の設置及び廃止に関する事。</li> <li>3 庁内の非常体制に関する事。</li> <li>4 災害に関する情報及び気象予報の収集(受理)・処理及び報告に関する事。</li> <li>5 避難指示等の発令に関する事。</li> <li>6 各班の連絡調整に関する事。 必要に応じ、複数の班にまたがる業務を統制する事。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請の要求に関する事及び派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事。</li> <li>8 他市町村との相互応援に関する事。</li> <li>9 災害時の防犯・交通安全対策に関する事。</li> <li>10 公務災害補償に関する事。</li> <li>11 災害対策に必要な財政措置に関する事。</li> <li>12 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。</li> <li>13 義援金の保管に関する事。</li> <li>14 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	総務課 (防災対策室) 出納課
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村民等に対する避難指示等の周知・広報に関する事。</li> <li>2 各地区会等との連絡調整に関する事。</li> <li>3 安否情報に関する事。</li> <li>4 災害対策本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 災害の記録に関する事。</li> <li>6 通信連絡機能の確保に関する事。</li> <li>7 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事。</li> <li>8 被災者の避難場所等への誘導に関する事。</li> <li>9 避難者の移送に関する事。</li> </ol>	企画課

班	所掌事項	構成課等
<p>広報班</p>	<p>10 避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること。            11 指定避難所等の開設、管理運営の総括に関すること。            12 商工観光関係の被害調査及び報告に関すること。            13 商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること。            14 労務供給に関すること。            15 災害に係る相談、苦情等に関すること。            16 その他特命事項に関すること。</p>	<p>企画課</p>
<p>民生班</p>	<p>1 罹災証明に関すること。            2 住家等の被害調査及び被災者台帳に関すること。            3 廃棄物等処理、し尿の汲み取りの処理に関すること。            4 指定避難所等における仮設トイレの設置に関すること。            5 被災地の防疫の実施に関すること。            6 ご遺体の収容及び安置に関すること。            7 その他特命事項に関すること。</p>	<p>住民課</p>
<p>福祉班</p>	<p>1 社会福祉施設等の被害調査に関すること。            2 応急食料の供給及び炊出しの実施に関すること。            3 応急物資の調達及び配布に関すること。            4 日赤救助活動の連絡調整に関すること。            5 義援金品の受付及び配分に関すること。            6 被災者の生活保護に関すること。            7 ボランティアの受入れ及び調整に関すること。            8 避難行動要支援者の被災調査及び生活支援に関すること。            9 救助法の適用に関すること。            10 被災者の健康管理に関すること。            11 感染症の予防に関すること。            12 救急薬品・衛生用品の確保に関すること。            13 村民等の心身の健康状態と生活環境の把握に関すること。            14 診療所・保育所の避難確保計画並びに実施に関すること。            15 保育所児童保護者との連絡調整に関すること。            16 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること。            17 救護所の設置及び管理に関すること。            18 医療等の委託に関すること。            19 医療、助産の薬品等の調達に関すること。            20 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること。            21 助産及び被災者の救護に関すること。            22 通院患者の避難誘導に関すること。            23 その他特命事項に関すること。</p>	<p>福祉課            島牧診療所            島牧保育所</p>

班	所掌事項	構成課等
産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜産関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>2 農作物及び家畜の防疫に関する事。</li> <li>3 農林畜産関係の応急復旧に関する事。</li> <li>4 水産関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>5 水産関係の被害対策及び復旧に関する事。</li> <li>6 海上保安部の出動要請に関する事。</li> <li>7 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>8 海岸保全関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>9 農林畜産・水産関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>10 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	産業振興課 (農業委員会)
建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木被害の調査及び路線の確保に関する事。</li> <li>2 道路、橋梁及び河川の応急措置に関する事。</li> <li>3 災害復旧に関する事。(障害物の除去を含む。)</li> <li>4 災害応急資材の確保に関する事。</li> <li>5 食糧及び応急資材の輸送に関する事。</li> <li>6 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>8 住宅の応急修理に関する事。</li> <li>9 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。</li> <li>10 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事。</li> <li>11 水道施設の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>12 被災水道施設の復旧に関する事。</li> <li>13 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	施設課
教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 学用品等の配給に関する事。</li> <li>3 災害時の学校給食に関する事。</li> <li>4 児童・生徒の応急教育に関する事。</li> <li>5 児童・生徒の避難実施に関する事。</li> <li>6 児童・生徒保護者との連絡調整に関する事。</li> <li>7 施設の応急利用に関する事。</li> <li>8 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事。</li> <li>9 教職員の動員に関する事。</li> <li>10 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>11 各種団体との連絡調整に関する事。</li> <li>12 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>13 施設の応急利用に関する事。</li> <li>14 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	教育委員会
支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡調整に関する事。</li> <li>2 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	議会事務局

※ その他特命事項について

他班の業務の応援・支援等につくことを意味する。

災害時には、災害対策本部としての業務が大きな比重を占めるため、当該班のみで対応することは困難になることも想定される。そのため、応援・支援等を命ぜられた班又は職員は、当該班長の指示のもと、その業務につくものとする。

(4) 設置場所

災害対策本部は村役場庁舎内に置く。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設等に設置する。

(5) 通知

本部長（村長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員、村内外の防災関係機関及び村民等に対して、遅滞なく周知する。

(6) 廃止

本部長（村長）は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を廃止する。

(7) 現地災害対策本部

本部長（村長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

4 村の職員の配備

(1) 配備基準等

配備基準は以下のとおりとするも、村長の指示による。

区分	体制	配備基準	配備人員
災害対策連絡本部の設置前	第1非常配備	(1) 局地的・小規模な事故等で被害が軽微なとき。	・総務課の所要の職員をもって情報収集を行い得る人員
		(2) 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受け、警戒する必要があるとき。 (3) 震度4の地震が発生したとき。 (4) 北海道日本海沿岸南部に津波注意報が発表されたとき。 (5) 水防活動の利用に適合する警報・注意報が発表され、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。	・総務課職員及び各課長等による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る人員  ・状況により、第2非常配備に移行し得る人員

災害対策連絡本部の設置後	第2非常配備	災害対策連絡本部設置基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課等の所要の職員による情報収集連絡活動及び応急対策を実施し得る人員</li> <li>・状況により、第3非常配備に移行し得る人員</li> </ul>
災害対策本部の設置後	第3非常配備	災害対策本部の設置基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の組織とするも、災害の状況により必要な災害応急活動ができる人員</li> </ul>

## (2) 村長の職務の代理

災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る村長の職務に関して、村長に事故あるときは、副村長、次いで教育長がその職務を代理する。

## (3) 職員の配備体制

### ア 配備の要領

- (ア) 総務班長（総務課長）は、本部長（村長）の配備体制の決定に基づき副本部長（副村長）及び各班長（各課長等）に対し、本部の設置及び配備体制を通知する。
- (イ) 各班長（各課長等）は、(ア)の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- (ウ) 各職員は、班長（課長等）の指示に基づき、直ちに所定の配備につく。
- (エ) 各班長（各課長等）は、あらかじめ班内（課内等）の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。

### イ 勤務時間内における伝達系統・方法

- (ア) 非常配備に移行した場合、又は災害対策（連絡）本部が設置された場合、本部長（村長）の指示により、総務班長（総務課長）は各班長（各課長等）に通知する。
- (イ) 各班長（各課長等）は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

### ウ 勤務時間外（休日又は平日夜間等）における伝達系統・方法

- (ア) 消防島牧支署は、以下の情報を受けた場合は直ちに総務課長又は防災対策室長に連絡する。
  - a 警戒レベル3以上の気象警報等が後志総合振興局及び東日本電信電話株式会社仙台センターから通報された場合
  - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
  - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 総務課長は、村長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に通知する。

また、通報を受けた関係課長等は、状況に応じて関係する職員に通知する。

(ウ) 災害対策（連絡）本部が設置された場合は、前号に準ずる。

#### (4) 非常配備における活動

##### ア 第1非常配備における活動

総務課長又は防災対策室長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報を収集・処理する。

##### イ 第2非常配備における活動

(ア) 総務班長（総務課長）は、札幌管区気象台を始めとする防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等に関する情報の収集・処理を行うとともに、他の班長（課長等）に情報提供する。

(イ) 各班長（各課長等）は、各所掌の事務又は業務に係る機関等と連絡をとり、災害状況等に関して把握した情報を総務班長（総務課長）に提供するとともに、必要に応じて他班長にも提供する。

(ウ) 各班長（各課長等）は、総務班長（総務課長）等からの情報に対応する措置を検討するとともに、職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。

(エ) 第2非常配備における職員数は、各班長（各課長等）の状況判断による。

##### ウ 第3非常配備における活動

(ア) 本部長（村長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。

(イ) 各班長（各課長等）は、各所掌の事務又は業務に係る情報の収集・処理体制を強化する。

(ウ) 総務班長（総務課長）は、各班及び防災関係機関等から収集・処理した情報を本部長（村長）に報告する。

(エ) 各班長（各課長等）は、次の措置をとり、その状況を本部長（村長）に報告する。

a 災害の現況、村の体制等を本部員（職員）に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）又は避難場所等へ配置すること。

c 他の班（課等）の応援・支援等の業務を有する班は、応援・支援等先の班及び関係機関等との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

#### (5) 職員の緊急参集

##### ア 本部長（村長）の指示による緊急参集

(ア) 本部長（村長）は、勤務時間外（休日又は平日夜間等）に災害が発生し、又は災害が発生することを覚知したときは、職員の緊急参集を指示する。職員は、緊急参集の指示を受けたときは、直ちに所属、又は指定された場所に参集して非常配備につく。

(イ) 本部が設置された場合は、電話、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車等により連絡する。



連絡を承知した職員は、直ちに参集する。

イ 職員自らの判断等による緊急参集

- (ア) 職員は、勤務時間外（休日又は平日夜間等）に災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の課長等と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又は指定された場所に参集し非常配備につく。
- (イ) 震度6弱以上の地震が発生したときは、緊急参集の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに参集する。

ウ 緊急参集時の留意事項

緊急参集時には、職員は以下の事項に留意して行動する。

- (ア) 先ずは自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認すること。
- (イ) 応急対策活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料、食料、懐中電灯、携帯電話等の必要な用具を携行すること。
- (ウ) 参集途上において、可能な限り被災状況、災害情報（特に診療所、道路、橋梁等）の収集に努め、その情報を上司に報告すること。
- (エ) 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄の消防又は警察へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと。

## 5 地区会等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（村長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、島牧村社会福祉協議会及び各地区会等に対し、以下の災害応急対策に係る応援協力を要請する。

- (1) 災害時における村民等の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 村民等に対する災害等に係る広報に関すること。
- (5) 指定避難所内での炊出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他、救助活動に必要な事項で、本部長（村長）が協力を求める事項。

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

### 第1 気象業務組織

当村の属する府県予報区は、石狩・空知・後志地方であり、この府県予報区を担当する官署は、札幌管区気象台である。

### 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法、消防法及び土砂災害防止法の規定に基づき行われるもので、当村における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、伝達方法等は以下による。

#### 1 特別警報・警報・注意報の種類並びに発表基準

##### (1) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

発表単位	島牧村
大雨特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> <li>・大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、同（浸水害）、同（土砂災害・浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記</li> <li>・災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保することが必要であることを示す「警戒レベル5」に相当</li> </ul>
暴風特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> </ul>
高潮特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> <li>・危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当</li> </ul>
波浪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> </ul>
大雪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> </ul>
暴風雪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表</li> <li>・「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒</li> </ul>

## (2) 気象警報

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
一次細分区域	後志地方	
市町村等をまとめた地域	後志西部	
大雨警報 (浸水害)(土砂災害)	表面雨量指数基準	8
	土壌雨量指数基準	139
洪水警報	流域雨量指数基準	折川流域=12.6、大平川流域=13.3、ホンベツ川流域=6.2、泊川流域=19.2、千走川流域=19.4、小田西川流域=9.3
	複合基準(※)	(設定なし)
	指定河川洪水予報による基準	(該当する河川なし)
暴風警報	平均風速	陸上 18m/s
		海上 25m/s
暴風雪警報	平均風速	陸上 16m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪警報	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm
波浪警報	有義波高	6.0m
高潮警報	潮位	1.3m
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 80mm	

※ 複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

## (3) 気象注意報

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
一次細分区域	後志地方	
市町村等をまとめた地域	後志西部	
大雨注意報 (浸水害)(土砂災害)	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	94
洪水注意報	流域雨量指数基準	折川流域=10、大平川流域=10.6、ホンベツ川流域=4.9、泊川流域=15.3、千走川流域=15.5、小田西川流域=7.4
	複合基準(※)	大平川流域=(5, 10.6)、泊川流域=(6, 15.3)、小田西川流域=(6, 7.4)
	指定河川洪水予報による基準	(該当する河川なし)
強風注意報	平均風速	陸上 13m/s
		海上 15m/s
風雪注意報	平均風速	陸上 11m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 15m/s 雪による視程障害を伴う

大雪注意報	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
波浪注意報	有義波高	3.0m
高潮注意報	潮位	0.7m
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
融雪注意報	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧注意報	視程	陸上200m
		海上 500m
乾燥注意報	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ注意報	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温注意報	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い	
霜注意報	最低気温 3℃以下	
着氷注意報	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上	
着雪注意報	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 80mm	

※ 複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

(4) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	村の対応	村民がとるべき行動	避難情報等(※) ※括弧内は気象庁等が発表するもの
5	災害発生又は切迫	災害対策本部設置	命の危険。直ちに安全を確保する	緊急安全確保 (大雨特別警報) (浸水害・土砂災害)
4	災害のおそれ高い	災害対策本部設置	危険な場所から全員避難する。	避難指示 (土砂災害警戒情報) (高潮警報)(高潮特別警報)
3	災害のおそれあり	・避難指示の発令を判断できる体制 ・災害対策連絡本部設置	危険な場所から高齢者等は避難する	高齢者等避難 (大雨警報(土砂災害)) (洪水警報) (高潮警報に切り替える可能性が高い注意報)
2	気象状況悪化	・高齢者等避難の発令を判断できる体制	自らの避難行動を確認する (防災ガイドマップの確認)	(大雨注意報) (洪水注意報) (高潮注意報)
1	今後気象状況悪化のおそれ	・職員の連絡体制を確認 ・職員への注意喚起	災害への心構えを高める	(早期注意情報)

## (5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨情報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：(4)表の警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：(4)表の警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：(4)表の警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：(4)表の警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨情報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：(4)表の警戒レベル5に相当</li> </ul>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小寡占の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：(4)表の警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：(4)表の警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：(4)表の警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：(4)表の警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予測）を用いて常時10分ごとに更新</p>

## 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

## (1) 札幌管区气象台からの伝達等

防災関係機関等に対して、北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）などの有効な方法を用いて通報、伝達される。

## (2) 村役場、村内への伝達等

ア 気象等に関する特別警報・警報・注意報は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外（休日、平日の夜間等）は、消防島牧支署が受理するものとする。

イ 勤務時間外に消防島牧支署が気象等に関する特別警報・警報・注意報を受けたときは、気象通報受理簿に記載するとともに、警戒レベル3に該当する気象情報については、総務課長又は防災対策室長に連絡するものとする。

ウ 総務課長又は防災対策室長は、警戒レベル3に該当する気象情報を受理した場合、速やかに副村長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。

エ IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、電話、FAX等出来る限り多様かつ有効な方法を用いて、村内に伝達する。

### 3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、以下の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行される。

#### (1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

#### (2) 伝達

「2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達」と同じ。

### 4 土砂災害警戒情報の発令

- (1) 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、村長の避難情報の発令判断や村民の自主避難の判断を支援するため、村単位で警戒が呼びかけられる情報（1(4)表の警戒レベル4に相当）
- (2) 後志総合振興局及び札幌管区気象台から共同で発表
- (3) 村内で危険度が高まっている詳細な地域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）確認が可能

### 5 水位情報

村内の二級河川には、危機管理型水位計又は簡易型河川監視カメラが設置(※)しており、水位情報が国土交通省「川の防災情報」サイト (<https://k.river.go.jp>) により確認できる。

河川名	危機管理型水位計	簡易型河川監視カメラ
新甫川	1	
千走川	1	
泊川	(通常水位計×1)	1
ホンベツ川	1	1
床丹川	1	
大平川	1	
折川	1	1
小川(折川水系)	1	
歌島川	1	

※ 後志総合振興局 小樽建設管理部が管理。 冬季間、危機管理型水位計は一時撤去される。

## 6 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる。)

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台から道(後志総合振興局)を通じて、村へ通報される。

発表官署	通報基準
札幌管区 気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上1.3m/s以上が予想される場合。ただし、平均風速が1.3m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

## 7 気象情報等

### (1) 早期注意情報(警報級の可能性)

ア 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の2段階で発表される。

イ 当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間予報天気の対象地域と同じ発表単位で発表される。

ウ 大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、1(4)表の警戒レベル1に相当

### (2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

### (3) 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、村民等に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

### (4) 記録的短時間大雨情報

ア 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつキキクル(危険度分布)の危険「紫」が出現してい

る場合に発表される。

- イ この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）（※）で確認できる。

※ 土砂キキクル（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

#### (5) 竜巻注意情報

- ア 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。
- イ 実際に危険度が高まっている場所については、竜巻ナウキャスト（※）で確認できる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowe/>

### 第3 異常現象を発見した者の措置等

#### 1 基本法第54条に基づく通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を村（総務課）又は消防島牧支署、寿都警察署もしくは小樽海上保安部に通報するものとする。
  - (2) 通報を受けた島牧消防支署、寿都警察署又は小樽海上保安部は、その旨をすみやかに村（総務課）に通報するものとする。
  - (3) 異常な現象に関する通報を受けた村（総務課）は、札幌管区气象台に通報する。
- 2 前項に関わらず、消防島牧支署が通報を受けた場合は、村（総務課）に通報するものとする。



## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

村は、国や道と連携して、村の災害特性に配慮した土地利用や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い村の形成を図る。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、村及び防災関係機関は、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築して信頼感の醸成に努めるとともに、避難訓練や防災教室等を通じてその関係を持続させる。

また、災害時に発生する状況を想定し、村及び防災関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

災害予防責任者（基本法第47条）は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

### 第1節 防災思想普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び村民等に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

##### 1 防災関係機関

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、村民等に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

##### 2 道、村

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 村民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地区の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、村民等の避難行動が基本となることを

踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を村民等に対して行う。

- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、村民が閲覧できるような方法により公開に努める。
- (4) 地区の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

## 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における村民等の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、各地区において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 地区のコミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 地区の防災力を高めていくため、村民等向けの防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実を図る。
- 5 各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 6 防災に係る部署と福祉に係る部署の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、村民等が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

## 第3 普及・啓発及び教育の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、以下の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、村広報誌等の活用
- 3 スライド、プレゼンテーション等の作成及び活用
- 4 広報車の利用
- 5 パンフレット等の配布
- 6 地区会等のイベント活用
- 7 学校教育（防災学校等）の場の活用
- 8 その他

## 第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 島牧村地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得

- 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品の準備
- (2) 防災の心得
- (3) 火災予防、初期消火の心得
- (4) 地震、台風襲来時の家庭の保全方法  
家具の固定、ガラスの飛散防止等
- (5) 建物の耐震診断及び補強
- (6) 農作物の災害予防事前措置
- (7) 船舶等の避難措置
- (8) その他
- 4 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
    - イ 気象・災害情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
    - オ 要配慮者への配慮
- 5 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他
- 6 その他必要な事項

## 第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童・生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- 5 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等、防災知識の普及に努めるものとする。

## 第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第2節 防災訓練計画

---

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と村民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

### 第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するよう努める。

また、学校、自主防災組織、事業者、ボランティア団体、要配慮者を含めた村民等、各地区に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 第2 訓練の種別

村及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するほか、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、以下のような訓練を実施するよう努める。

- 1 情報通信訓練・非常招集訓練
- 2 避難訓練
- 3 指揮統制訓練・図上訓練
- 4 緊急輸送訓練
- 5 広報訓練
- 6 水防訓練
- 7 消防訓練
- 8 救難救助訓練
- 9 その他災害に関する訓練

### 第3 道防災会議が主唱する訓練

以下の訓練については、道防災会議が主唱し、必要により村との協働により実施するものとする。

#### 1 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する訓練

## 2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告を実施する訓練

## 3 防災図上訓練

各種災害における応急対策を図上において実施する訓練

## 第4 相互応援協定に基づく訓練

道、村、及び防災関係機関は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

## 第5 民間団体等との連携

道、村及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組機、民生委員、ボランティア等及び要配慮者を含めた各地区の村民等と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

# 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

村は、災害時において村民等の生活を確保するため、食料その他の物資の備蓄、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備・確保に努めるとともに、各地区内の備蓄物資や物資拠点について「物資調達・輸送調整等支援システム」にあらかじめ登録し、備蓄の状況等を把握する。

## 第1 食料その他の物資等の備蓄・確保

1 村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料、生活用品・電化製品、応急用品等の物資について、必要な数量を備蓄する。(※)

※ 備蓄物資の交付・使用対象者は、住民基本台帳人口の他、村外からの観光入込客数等を考慮して算定（令和4年度：1, 500人）

### (1) 食料

ア 保存食であるアルファ化米、保存用ビスケット等を、1人3日分を基準として備蓄する。なお保存食には、幼児、体調不調者を考慮して「お粥」等も含める。

イ 2歳未満児を対象に、育児用ミルク等を1人3日分を基準として備蓄する。

### (2) 飲料

ア 保存水を、1人当たり1日3リットル3日分を基準とし、ペットボトル等容器入り保存水を備蓄する。

イ 長期保存が可能な野菜ジュース、スポーツドリンク等を、1人当たり1日1本3日分を基準として備蓄する。

### (3) 生活用品・電化製品

ア 毛布を1人当たり2枚として備蓄する。また、トイレトペーパーを1人当たり3日分を基準として備蓄する。

イ 10歳から50歳女性を対象に、女性用品を1人2～3日分を基準に備蓄する。

ウ 要配慮者を対象に、段ボールベット・マットを1人1セットを基準として備蓄する。

- エ 要介護者を対象に、大人用おむつを1人3日分を基準に備蓄する。
- オ 2歳未満児を対象に、子供用おむつ及び使い捨て哺乳瓶等を1人3日分を基準に備蓄する。
- カ 懐中電灯・ランタンを、指定避難所等に各10個使用するものとして備蓄する。
- キ 拡声器を、指定避難所等に各1個使用するものとして備蓄する。
- ク 停電に備え、小型エンジン発電機を指定発電所等に各1台、ポータブル蓄電池、ソーラーパネル等を所要数備蓄する。また、冬季の停電に備え、石油ストーブ等の暖房器具を指定避難所等に各3～8台備蓄する。
- ケ 感染症対策として、非接触型体温計、空気清浄機等を指定避難所等に各1個を基準に、またマスクを1人3日分を基準に、消毒剤については所要数をそれぞれ備蓄する。

(4) 応急用品

- ア 停電、断水等に備え、災害用トイレ（自動ラップ式トイレ等）を、指定避難所等に各1セットを基準に備蓄する。
- イ 指定避難所等における要配慮者用スペース、着替えスペース等として、パーティション（室内テント）を各6張を基準に備蓄する。
- ウ 断水時における応急給水に必要な手段として、給水袋等を、1人当たり2袋交付するものとして備蓄する。
- エ 緊急時の救助手段として、役場、総合医療福祉センター、防災倉庫等に救助工具セットを各1セット備蓄する。
- オ 浸水等防止手段として、役場、防災倉庫等に土のう袋等を備蓄する。
- カ 各地区の防災倉庫等からの備蓄物資搬送等の手段として、役場、総合医療福祉センター、防災倉庫等に折畳式リヤカーを各1台備蓄する。
- キ 海岸近傍に位置する小学校及び保育所に、救命胴衣を児童・職員分備蓄する。

(5) 燃料

小型エンジン発電機、石油ストーブ用として、各指定避難所又は近傍の防災倉庫等に所要の燃料を備蓄する。

- (6) その他、災害時に避難生活等に必要な物資等については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請して確保する。

- 2 大規模な災害時、国は具体的な物資要請を待たずに被災者の命と生活環境に必要な必需品などを調達し被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を実施する。

物資の要請や調達、輸送等に係る各種情報の把握や共有にあたっては物資調達・輸送調整等支援システムの使用により、一層迅速かつ効率的な実施が可能となるため、村は、平時から備蓄物資の管理を含め同システムの活用を努める。

- 3 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、村民等や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料、携帯トイレ、トイレトペーパー、消毒液、マスク、常備薬、携帯電話の充電器等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

## 避難時の持ち出し品について



- 現金、通帳、印鑑、保険証、免許証、マイナンバーカード等
- 懐中電灯・ランタン、AMラジオ、携帯電話充電器
- ティッシュ、ウェットティッシュ、ビニール袋、はし・コップ、ごみ袋
- 持病の薬（処方箋の控え）、胃腸薬、便秘薬、生理用品、マスク、消毒液、体温計
- 食べ物、飲み物、飴、チョコレート等のお菓子
- 下着、着替え、手袋、上履き（スリッパ）
- （冬）携帯用カイロ、防寒着 などなど

家庭に必要なものを用意しておきましょう  
(持ち出せる範囲で)

### 第2 防災倉庫等の整備及び備蓄物資の計画的購入

村は、各地区の指定避難所・指定緊急避難場所の近傍に防災倉庫等を整備するとともに、災害時に交付・使用する食料、飲料、生活用品・電化製品、応急用品等の備蓄物資を計画的に購入する。



## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

村は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、災害の規模や被災地区のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に庁内全体及び各事務（業務）担当課等における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援期間の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害等が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地区に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練等において応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

#### 1 道

市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から防災対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

#### 2 村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行う他、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えるよう努める。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。
- (4) 防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、連絡員の派遣など、必要な準備を整えておくよう努める。



### 3 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

### 4 防災関係機関

あらかじめ、道、村、その他の防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担、連絡員の派遣などの連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

## 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 道、村は、平時から地区会等の活動支援を行うとともに、NPO・ボランティア等の連携についても検討する。
- 2 道、村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動や避難所運営等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3 その他、第5章第30節「災害ボランティアとの連携計画」による。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地区は自分達で守る」という精神のもとに村民等、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

### 第1 地区・村民等による自主防災組織

村は、地区毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、村民等が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。また、自主防災組織の普及に際しては女性の参画に配慮するとともに、各地区会等における地区防災計画策定を支援する。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地区会の実情に応じ、村民等が連携できるよう適正な規模で編成する。

## 第4 自主防災組織の活動

### 1 平時の活動

#### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、村民等一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、地区会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

#### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、村民等の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として以下のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地区の特性を考慮したものとする。

##### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に村民等に伝達し、地区における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

##### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練

##### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所等の避難できる場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練

##### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

##### オ 図上訓練

村又は地区の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地区・村民等で検討し実践する訓練

#### (3) 防災点検の実施

家庭及び地区においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、村民等の各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて努めて一斉に防災点検を行うものとする。

#### (4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行うものとする。

### 2 非常時及び災害時の活動

#### (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地区内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握し

て村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地区内の村民等の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ以下の事項を決めておくように努めるものとする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地区内の村民等に伝達する責任者及びルート

また、指定避難所等へ避難した後についても、地区の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたるよう努める。

## (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。



## (3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するよう努める。



## (4) 避難の実施

村長が緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令した場合には、当該地区の村民等に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等の避難できる場所へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、地区会、民生委員や近隣の地区村民の協力のもとに努めて早期に避難させる。



#### (5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災した村民等自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、地区会又は自主防災組織が主体となるなど、地区村民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営を発災後速やかに確立し円滑に運営するため、避難所運営マニュアルを整備するとともに、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。



#### (6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、村等が実施する給食、救援物資の配布活動に協力するものとする。

## 第6節 避難体制整備計画

災害から村民等の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難誘導體制の構築

1 村は、災害から村民等の安全を確保するために必要となる道路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を地区会、自主防災組織等で担う等、円滑な避難のため、地区会等のコミュニティを生かした避難誘導を促進する。

- 2 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、旅館等への避難（水平避難）を基本とするものの、防災ガイドマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、村民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」や「垂直避難」等を行うよう、村民等へ周知する。



- 4 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、近隣町村との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災村民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定締結を検討するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、実践型の防災訓練の実施に努める。
- 5 村は、俱知安保健所と連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- 6 村は、学校が保護者との間で、災害時における児童・生徒の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促す。
- 7 村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所と村役場との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 村は、指定避難所等に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地区の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 村は、災害の危険が切迫した緊急時において村民等の安全を確保するため、村内の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の

種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。

指定の際は、観光地、要配慮者の利用について考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて近隣町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣町村に設けることも検討する。

2 村は、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて、日頃から村民等への周知徹底に努める。

3 村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

4 村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

5 村の指定緊急避難場所は、以下のとおりである。

(1) 歌島地区会の区域

歌島児童館、歌島児童館裏山、旧歌島小学校グラウンド跡地、島牧柏光園前広場、村道歌島線、村川宅裏山、村道美川線

(2) 本目地区会の区域

道道美川黒松内線、本目ふれあい交流センター「おあしす」、島牧中学校体育館、島牧中学校グラウンド、旧東島牧中学校跡地、大崎宅裏山、泉谷宅裏山、本目灯台

(3) 豊栄地区会の区域

栄磯いこいの家、佐藤宅裏山、法善寺前広場、栄磯墓地前広場、豊浜会館、旧軽臼小学校グラウンド跡地、大川宅裏山、池田宅裏山、床丹 田保宅裏山

(4) 永豊地区会の区域

手塚宅裏山、島牧村生活改善センター、永豊量水器室高台、巖島神社、役場前広場、旧高齢者生きがい創造センター、島牧慈光園前広場

(5) 江ノ島地区会の区域

島牧保育所、豊平松山横小河川右岸高台、清浄寺墓地横高台、江ノ島レストハウス裏高台、若者総合スポーツセンター

(6) 元町地区会の区域

道の駅「よってけ！島牧」、山村広場、旧小樽開発建設事務所跡地、漁村センター、旧元町診療所裏村道、元町神社、島牧小学校体育館・屋上

(7) 原歌地区会・植車地区会の区域

原歌墓地線、原歌生活館、原歌西の宮神社、植車神社

(8) 第二栄浜地区会の区域

村道ポロ狩場橋、栄浜福祉館、モッタ海岸温泉旅館駐車場、山田の川右岸高台

異常な現象	崖崩れ 土石流 地滑り	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	津波	地震
管理の 基準	居住者等に開放され、居住者等受入用部分等について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの。						
	下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。						
施設の 構造の 基準	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある。(a 2)						
	構造 (A)	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じないもの。(a 1)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの。(a 3)
施設の 立地の 基準		安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある。					
	立地 (B)						当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。
<p>・施設の構造の基準（構造(A)）又は施設の立地の基準（立地(B)）のいずれかに該当すること</p> <p>※1：一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水</p> <p>※2：建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定</p>							

### 第3 指定避難所の確保等

1 村は、災害時に被災者等を滞在させるため、道が示す以下の基準に適合する施設を、当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、村民等への周知徹底に努める。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される被害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 村は、主として要配慮者（※）を滞在させることが想定されるものにあつては、前記に加えて以下の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制にあること
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること※ 福祉施設や医療機関に入所又は入院に至らない在宅の要支援者等で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者
- 3 指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることができる。
- 4 村は、指定避難所の指定にあつては、以下の事項に努める。
  - (1) 広域一時滞在の用にも供することなど、他の町村からの被災住民を受け入れることができる施設も努めて検討する。
  - (2) 指定避難所となる施設は、あらかじめ必要な機能を整理し、必要に応じ、備蓄場所の確保、通信設備の整備、電力容量の拡大に努める。
  - (3) 指定管理施設や民間の施設を指定する場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 村は、当該指定避難所の施設が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- 6 村長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。
- 7 村の指定避難所は、以下のとおりである。
  - (1) **歌島地区会**の区域  
歌島児童館
  - (2) **本目地区会**の区域  
本目ふれあい交流センター「おあしす」、島牧中学校体育館
  - (3) **豊栄地区会**の区域  
栄磯いこいの家、豊浜会館
  - (4) **永豊地区会**の区域  
生活改善センター、旧高齢者生きがい創造センター
  - (5) **江ノ島地区会**の区域  
島牧保育所、若者総合スポーツセンター
  - (6) **元町地区会**の区域  
道の駅「よつてけ！島牧」、漁村センター、島牧小学校体育館
  - (7) **原歌地区会・植車地区会**の区域



原歌生活館

(8) 第二栄浜地区会の区域

栄浜福祉館

8 指定避難所のうち、福祉避難所については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」による。

#### 第4 村の避難計画等

##### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び村民への周知

村は、適時・適切に避難指示等を発令するために「島牧村 避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定する。

また、村民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難情報・避難指示等の内容周知に努める。

##### 2 防災ガイドマップの作成及び村民への周知

村は、村民等の円滑な避難を確保するため、津波災害区域や土砂災害警戒区域等、災害時に村民の生命又は身体に危険がおよぶおそれがあると認められた土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所等の必要となる事項を記載した「島牧村防災ガイドマップ」を作成し、村民等に配布する。

なお、同ガイドマップの配布等には、各地区の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅当も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所からの全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

##### 3 避難計画の策定

村は、以下の事項に留意して避難計画を策定するとともに、地区会等を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地区会、民生委員、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者（要配慮者）に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等に努める。

なお、津波対策については、道の「津波避難計画策定指針」に基づき津波避難計画の策定に取り組むものとする。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

「島牧村 避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地等

資料編による。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

(4) 避難誘導を実施する職員等の配置及び連絡体制

(5) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置

被災の状況に応じ、以下の内、必要な事項を行うものとする。

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護

(6) 指定避難所の管理

被災の状況に応じ、以下の内、必要な事項を行うものとする。

- ア 避難中の秩序維持
- イ 村民等の避難状況の把握
- ウ 避難した村民等に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
- エ 避難した村民等に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

#### 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握が被災者支援及び災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所の受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所の入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに避難状況を把握するため、職員等に対して「安否情報システム」等のシステム習熟の普及に努める。

なお、この際、個人情報（データ）の取り扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め、各指定避難所に保管するよう努めるものとする。

#### 第5 公共用地等の有効活用への配慮

村は、道及び北海道財務局と相互に連携しつつ、指定緊急避難場所など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

---

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

---

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 安全対策

災害時は、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られる。

このため、村、社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全を確保するため、村民等、地区会、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

## 1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行うものとする。

### (1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や道民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。このため、市町村に対し、避難行動要支援者（要配慮者）の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例を紹介するなど作成支援に努める。

### (2) 防災知識の普及・啓発

要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などについて市町村と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努める。

### (3) 福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における福祉避難所の指定促進を支援する。

### (4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障害者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種もしくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

## 2 村の対策

村は、総務課（防災対策室）や福祉課をはじめとする関係課等との連携の下、平時から要配慮者に関する情報を把握・共有し、避難行動要支援者名簿、避難確保計画・個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防島牧支署、寿都警察署、各地区会・自主防災組織、及び平時から要配慮者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有。避難行動支援に係る地区防災力の向上等、避難支援の態勢整備推進に努める。

### (1) 地域防災計画等への反映

名簿情報や個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち重要事項を本計画等に反映させる。

### (2) 要配慮者の把握

福祉課において要介護高齢者や障害者等の要配慮者に関する情報を整理・把握する。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 村は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、以下の要件を基準として、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (ア) 要介護3以上の認定を受けている者
- (イ) 重度の障害者
- (ウ) 本人等から申し出のあった妊婦及び出産後2か月に達した月末までの産婦
- (エ) 上記以外で村長が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿に含める情報

避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害時、村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

ただし、平常時においては、村条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 民生委員
- イ 社会福祉協議会
- ウ 自主防災組織
- エ 地区会
- オ 消防吏員・消防団員（※災害等の状況による）
- カ その他個別避難計画に定める個人・団体等

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

村は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約する。

(6) 名簿の更新

村は、村民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(7) 名簿提供における情報の管理

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下に掲げる措置を講ずる。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で

避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。

(8) 緊急連絡体制の整備

村は、地区会、民生委員等との協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(9) 個別避難計画の作成

ア 村は、総務課、福祉課、民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等のほか、避難支援等関係者及び実施者と連携しながら作成に取り組む。作成に当たっては、避難行動要支援者名簿に記載され、かつ真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のうち、希望する者」を対象として、避難行動要支援者ごとに作成する。

イ 個別避難計画に含める事項

(ア) 避難行動要支援同意者の名簿登録書

避難行動要支援者の氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号、家族の構成、かかりつけの医療機関 等

(イ) 個人情報提供同意書

(ア)に示す登録事項を避難支援等関係者に提供することを同意する旨の避難行動要支援者の同意書

(ウ) 個別移送計画

a 避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先

b 避難場所、及び避難場所への移動方法等

(エ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(10) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

村は、避難支援等関係者に対し、個別避難計画を提供する。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 民生委員

イ 社会福祉協議会

ウ 自主防災組織

エ 地区会

オ 避難支援実施者、避難支援実施団体等

カ 消防吏員・消防団員（※災害等の状況による）

(11) 個別避難計画に掲載する個人情報の入手

村は、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を精選して把握するため、関係課等で把握している情報を集約する。

(12) 個別避難計画の更新

村は、村民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて個別避難計画を定期的に更新し、同計画を最新の状態に保つよう努める。

(13) 個別避難計画における情報の管理

村は、平常時に個別避難計画を提供する際は、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下に掲げる措置を講ずる。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供する。

- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ウ 個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- エ 個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画を扱う者を限定するよう指導する。

(14) 避難行動支援に係る地区の防災力向上

村は、地区の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(15) 福祉避難所の指定

- ア 村は、一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- イ 村が、協定に基づき指定する福祉避難所は、以下のとおりである。

字富浦 障害者支援施設 島牧柏光園  
字泊 障害者支援施設 島牧慈光園

### 3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

特に、島牧診療所や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を適宜実施するものとする。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を努めて定期的に実施するものとする。

#### 4 要配慮者利用施設の対策

##### (1) 避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法等の関係法令などに基づき、以下の事項に留意して、想定される災害からの避難に関する避難確保計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施した場合は、その計画及び訓練結果を村長または教育長（小学校・中学校）に報告するとともに総務課（防災対策室）に通報するものとする。

(3) 村内の要配慮者利用施設及び想定される災害は、以下のとおりである。

	施設名	想定される災害		
		洪水	津波	土砂災害
厚生労働省に係わる施設	字泊 高齢者生活福祉センター・海辺の郷	○	○	
	字泊 小規模多機能型居宅介護施設 潮の音	○	○	
	字泊 島牧診療所	○	○	
	字泊 障害者支援施設 島牧慈光園	○		○
	字富浦 障害者支援施設 島牧柏光園			
	字本目 障害福祉サービス事業 かりば寮	○	○	
	字豊平 島牧保育所		○	
文部科学省に係わる施設	字元町 島牧小学校		○	○
	字小川 島牧中学校	○		○

## 第2 外国人への対策

村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、道と連携して災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知に努める。また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、道と連携して、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。

### 1 多言語による広報

- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

---

平常時における防災関係機関との情報交換及び情報伝達体制の整備等については本計画に定めるところによる。

### 第1 防災会議構成機関

災害情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画に掲載するよう努めるものとする。

### 第2 道

市町村及び防災関係機関等に対して、北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）等により、災害情報の伝達体制を整備するものとする。

### 第3 村

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地区の被災者など情報が入手困難な被災者等に対しても情報伝達できる体制の整備を図る。
- 2 村は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。なお、その場合においても出来る限り複数箇所の選定に努める。また、訓練等を通じた実効性の確保に留意する。

## 第9節 建築物災害予防計画

---

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い地区において、地区内の建築物を防火構造・準防火構造とするなど、不燃化対策に努める。また、災害による建築物の被害を最小限に抑え、村民等の生命、財産等を保護するため、強風等による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策並びに耐震化の促進を図るものとする。

### 第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

村は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地区において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図るよう努めるものとする。



## 第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して村民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

### 第1 消防体制の整備

#### 1 消防計画整備方針

村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、消防の任務を遂行するため、島牧村地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう村消防計画の一層の充実を図る。

#### 2 消防計画の作成

村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、前述の方針に基づき火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成する。

#### 3 消防の対応力の強化

村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に努める。

### 第2 消防力の整備

村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、道と連携して大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 第3 消防吏員及び消防団員の教育訓練

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、消防吏員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 第4 広域消防応援体制

村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制整備に努めるとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「北海道広域消防相互応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、他の消防機関、市町村、道への応援を要請する。

## 第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 水防区域

1 村内における洪水浸水想定区域の指定河川は、以下のとおりである。

新甫川、千走川、泊川、ホンベツ川、床丹川、大平川、折川、小川(折川水系)、歌島川  
なお、村内の洪水浸水想定区域は、北海道ホームページ(※)により確認できる。

※ <https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html>

2 指定河川のうち、重要水防区域(※)は、以下のとおりである。

河川名	重要水防区域			備考
新甫川	左岸	字元町・河口～字元町・新甫橋	0.21km	
	右岸	字千走・河口～字元町・新甫橋	0.21km	
泊川	左岸	字豊平・河口～字泊・泊川橋から0.15km上流	0.40km	
	右岸	字泊・河口～字泊・泊川橋	0.25km	樋門
折川	左岸	字本目・河口～字折川・折川橋から1.15km上流	1.40km	樋門
	右岸	字本目・河口～字折川・折川橋から0.95km上流	1.20km	樋門
千走川	左岸	字千走・河口～字千走・千走橋から0.14km上流	0.40km	
	左岸	字賀老・弁慶橋から1.05km下流～ 字賀老・弁慶橋から0.90km下流	0.15km	
		右岸	字江の島・冷水橋から1.04km上流～ 字江の島・冷水橋から1.24km上流	0.20km

※小樽建設管理部所管

### 第2 予防対策

村及び道は、以下のとおり予防対策を実施する。

#### 1 共通

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期すとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、村民等が自らの地区の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

#### 2 道

水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、市町村に通知するものとする。

### 3 村

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に村民等に伝達するため、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、屋外スピーカー等を用いて伝達手段の多様化を図るとともに、水防上警戒を要する地区の周知及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じる。
- (2) 洪水浸水想定区域、雨出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があった場合は、本計画の他、島牧村防災ガイドマップ等に以下の事項を定める。
  - ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報、水位到達情報等の伝達方法
  - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ウ 当該区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、診療所等）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地
  - エ 要配慮者利用施設の管理者等に対する洪水予報等の伝達方法

## 第3 水防計画

この計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、村における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

### 1 水防に係る村の責任

村は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、村内における水防を十分果たす責任を有する。

### 2 水防組織の所轄事務

水防に係るのある気象情報の発表又は地震等の発生により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められる場合は、災害対策本部又は災害対策連絡本部として、水防に関する事務を処理する。

### 3 気象情報及び雨量・水位情報等の収集

第3章第2節「気象業務に関する計画」による。

### 4 巡視及び警戒

#### (1) 平常時

村又は消防島牧支署は、随時村内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

また出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合は、河川管理者の協力のほか、必要に応じて立会又は共同で行うことを求める。

(2) 洪水による出水時

村又は消防島牧支署は、非常配備を指令した場合は、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、重要水防箇所等を中心として巡視する。

また、以下の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を実施するとともに、後志総合振興局地域政策課及び同小樽建設管理部に連絡する。

- ア 堤防等から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 高潮による出水時

洪水による出水時に準じて行動する。

## 5 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施する。

その工法はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 土俵の積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部をビニールシート等で覆う

なお、作業にあたる者は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときは、自身の避難を優先する。

## 6 緊急通行

- (1) 水防のため緊急の必要がある場所に赴く村職員、消防島牧支署の消防吏員及び村の委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができるものとする。
- (2) 村は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 7 警戒区域の指定

- (1) 水防上緊急の必要がある場所においては、村職員、消防島牧支署の消防吏員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限

し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

- (2) 村職員、消防島牧支署の消防吏員がいない場合、又は村、消防島牧支署の要求があった場合は、警察官がその職権を行うことができるものとする。

### 8 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、第5章第4節「避難対策計画」による。

### 9 決壊・越水等の通報

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発生した場合は、村は岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）と連携して、後志総合振興局地域政策課及び同小樽建設管理部の他、以下の機関等に直ちに通報する。

- (1) 寿都警察署
- (2) 河川管理者（小樽建設管理部 蘭越出張所）
- (3) 地区会
- (4) 状況により、隣接する寿都町、黒松内町、せたな町

### 10 水防信号

道の定める水防信号は、以下のとおりであり、屋外スピーカー、サイレン、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」等により伝達する。

第1信号：氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号：消防島牧支署、島牧消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号：村（水防管理団体）の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの  
地震による堤防等の漏水・沈下等の場合及び津波の場合も上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○ -休止- ○

備考 1 信号は適宜の時間継続する。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、屋外スピーカー、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」等により伝達する。

## 第12節 風害予防計画

---

風による公共施設、農用地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。  
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて村は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

## 第13節 雪害予防計画

---

大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための村の体制及び予防対策は、防災関係機関と相互に連携しつつ、「北海道雪害対策実施要綱」に準じて、以下に定めるところによる。

### 第1 村の体制

村は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に以下の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。

- 7 孤立予想地域に対しては、以下の対策を講ずること。
- (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮をすること。

## 第2 予防対策

### 1 気象情報（雪の予報）及び積雪状況の把握

札幌管区气象台（ホームページ）が提供する「解析積雪深・解析降雪量」及び「降雪短時間予報」を把握して、雪害の発生が予想される場合は、必要な措置を講じる。

### 2 交通の確保

- (1) 冬期間、交通確保が必要な主要な路線について、以下の区分により分担して除雪を実施する。
  - ア 国道229号：小樽開発建設部（岩内道路事務所）
  - イ 道道523号、道道836号（一部）：後志総合振興局小樽建設管理部（蘭越出張所）
  - ウ 村道等：島牧村
- (2) 村道等の除雪基準は、以下のとおりであり、除雪指定計画路線は、年度毎の除雪計画により定める。

種 類	除 雪 目 標
第1種	市街地及び公共施設に通じる路線並びに生産物出荷、搬出する路線を主としており、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障あるときは直ちに出勤し昼間交通を確保する。
第2種	集落を結ぶ路線を主とし、第1種に準じ積雪状態を巡視し、第1種路線の終了後引き続き作業を行う。
第3種	第1・2種路線以外の路線を主とし、初期の降雪時及び降雪が比較的少ないときは2種と同じく開通させる。ただし、連続降雪の場合は一時中止をする。
第4種	第1・2・3種路線以外の末端路線で高速車による除雪のできない区間は低速車で除雪を行う。
その他の路線	降雪日が比較的少なく、気象予報等から判断して除雪事態の発生がないものと推測されるとき、作業後の措置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

### 3 なだれ防止策

村民等に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される場合は、村民等に広報するとともに、当該箇所を巡視警戒する。

#### 4 避難救出措置等

- (1) 積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患の発生、断水又は食料、燃料等の補給困難な事態が発生し、村の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、村長は防災関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとる。
- (2) 雪害の状況により必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣要請を道（後志総合振興局）に求める。

### 第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための村の体制及び予防対策は、防災関係機関と相互に連携しつつ、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて、以下に定めるところによる。

#### 第1 村の体制

村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に以下の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保すること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、全村クリーンナップ運動等、村民協力による河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、村民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

#### 第2 予防対策

##### 1 気象情報及び積雪状況の把握

札幌管区气象台（ホームページ）が提供する「解析積雪深・解析降雪量」を把握して、雪害の発生が予想されるときは、必要な措置を講じる。

##### 2 融雪出水対策

- (1) 村及び消防島牧支署・島牧消防団は、状況により、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道がいちじるしく狭められ出水による災害が予想される場合は、河川管理者と協議して、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分



行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

- (3) その他、第11節「水害予防計画」及び第16節「土砂災害の予防計画」に準じて措置する。

### 3 なだれ等対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所についてパトロールを行うとともに、村民等、児童、生徒及びドライバーに対し、積極的に広報活動を行うほか、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、防災関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

### 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

## 第15節 高波、高潮災害予防計画

---

高波、高潮による災害の予防については、第6章「地震・津波災害対策計画」に準じる。

## 第16節 土砂災害の予防計画

---

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

**第1 村内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「北海道土砂災害警戒情報システム(※)」により確認できる。**

※ <https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

### 第2 予防対策

村及び道は、以下のとおり予防対策を実施する。

#### 1 共通

降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や村民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

#### 2 道

- (1) 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、各市町村における急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を市町村に通知すると

ともに公表するものとする。

- (2) 各市町村において、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には村民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。
- (3) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ村民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域等の公示事項を記載した図書を市町村に送付するものとする。
- (5) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。
- (6) 大雨により土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表して、該当する市町村長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市町村長が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

### 3 村

- (1) 土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、村民等の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 警戒避難体制については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び第5章第4節「避難対策計画」等による。

## 第3 形態別予防計画

### 1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべ

りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、国、道及び村は、以下のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 小樽開発建設部、後志森林管理署

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 村

ア 村民等に対し、土砂災害警戒区域（地すべり）の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、警戒区域の村民等に対し、斜面等の異常（亀裂、漏水、噴水、濁り水）の報告や村民自身による防災措置（自主避難、普段からの水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 警戒避難体制については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び第5章第4節「避難対策計画」等による。

## 2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、道及び村は、以下のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市町村に対し急傾斜地崩壊危険個所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するものとする。

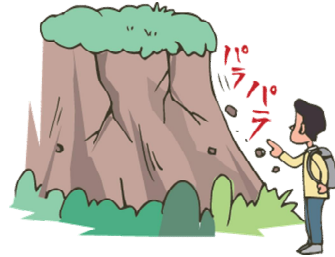
(ロ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(ハ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 村

- (7) 村民等に対し、土砂災害警戒区域（地すべり）の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、警戒区域の村民等に対し、斜面等の異常（亀裂、漏水、噴水、濁り水）の報告や村民等自身による防災措置（自主避難、普段からの水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。



- (4) 警戒避難体制については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び第5章第4節「避難対策計画」等による。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 後志森林管理署、道

- (7) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

- (4) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に即して機能することを確保するものとする。

- (5) 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 村

- (7) 村民等に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な避難警戒態勢に関する事項について定める。

- (4) 警戒避難体制については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び第5章第4節「避難対策計画」等による。

3 土石流予防計画

(1) 小樽開発建設部、後志森林管理署

ア 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する避難警戒態勢等について連絡調整するよう指導する

ものとする。

(2) 道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 市町村に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民に対する危険溪流に関する資料の提供について指導するものとする。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する避難警戒体制等について指導するものとする。

エ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する避難警戒態勢等について連絡調整するよう指導するものとする。

(3) 村

ア 村民等に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、必要な避難警戒体制について定める。

また、危険区域の村民等に対し、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や村民等自身による防災措置（自主避難、普段からの水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

イ 警戒避難体制については、第4章第6節「避難体制整備計画」及び第5章第4節「避難対策計画」等による。

## 第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いむらづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、道、村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

### 第2 避難救出措置等

#### 1 道

(1) 災害等の発生により応急対策を実施する場合は、村と緊密な連絡をとり、避難、救出、

給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

- (2) 災害等の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

## 2 寿都警察署

- (1) 災害等により村民等の生命、身体に危険が及ぶことが予想されときは自主避難を勧めるとともに急を要するときで、村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要請のあったときは、避難を指示して遊動するものとする。
- (2) 災害等による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

## 3 村

村は、積雪寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に以下の事項について十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害等における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

# 第3 交通の確保

## 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、村及び道、北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
  - ア 道路管理者は、一般国道、道道、村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
  - イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
  - ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
  - イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

## 2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

### ○ 緊急時ヘリポートの確保

道及び村は、緊急事態に対処するためのヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

## 第4 寒冷対策の推進

### 1 被災者及び避難者対策

#### (1) 道

道は、村における発電機等の整備に係る支援の他、民間事業者との協定など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

#### (2) 村

ア 村は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備・備蓄に努める。

イ 第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」による。

### 2 避難所対策

(1) 避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄にも努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備にも努める。

(2) 冬季におけるトイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季間でも使用可能な災害用トイレを備蓄するとともに、災害時における調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより必要な台数の確保にも努めるものとする。

(3) 村は、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

## 第18節 複合災害に関する計画

---

1 道、村及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 道及び村は、複合災害時における村民等の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第19節 業務継続計画の策定

---

道及び村は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に道、村、事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業

務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

## 第2 業務継続計画の策定

### 1 村

村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても村長部局の各機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努める。

業務継続計画の策定に当たっては、以下の事項について定めるものとする。

- (1) 村長不在時の明確な代行順位及び役場職員の参集体制
- (2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

### 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。



## 第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

各防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワークの回線を使用）、ヘリコプター、Web会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う他、必要と認めるときは、被災地に職員を派遣して被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約・調整を行い、広報を行う際は、市町村と密接に連携しながら適切に行う。

#### 1 道災害対策本部における災害情報等の収集、連絡及び共有

道災害対策本部は、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じ指揮室を設置し、機能別の会議の開催のほか、災害の種別や地域に応じて、国等の関係機関と連携・協力して対応にあたるため、防災関係機関間の情報共有ツールとして「防災共通地図」を活用することにより災害情報を一元的に把握するものとするものとする。

防災共通地図には、災害予防・応急対策に必要となる、防災拠点となり得る施設やハザードマップなどの様々な情報を重ねて表示する。

位置情報の表現を統一するため、住所のほか経緯度・UTMの各グリッドを1枚の地図に

表示し、関係者による情報共有を図るものとする。

## 2 村の災害情報等収集及び連絡

- (1) 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告する。  
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。
- (2) 村長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。
- (3) 各地区の消防分団長は、地区内の村民等と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに村又は岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）等に通報する。

## 3 災害等の内容及び通報等の時期

- (1) 道災害対策本部（連絡本部）設置時
  - ア 道災害対策本部（連絡本部）が設置された際は、本部の設置状況及びその他の情報等について、市町村及び関連する防災関係機関へ通報される。
  - イ 道は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、災害の全般的な状況について、以下の基準により、国（消防庁）に逐次報告するものとする。
    - (ア) 道において災害対策本部を設置した災害
    - (イ) 災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等から、特に必要があると認められる程度の災害
    - (ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害
    - (エ) 自らの対応力のみでは十分な被害対策を講じることができないような規模の災害
    - (オ) 震度5弱以上を記録した場合
- (2) 村の災害対策本部等設置時
  - ア 村は、災害対策本部等を設置した際は、以下により後志総合振興局（地域政策課）経由で道（危機対策課）に報告する。
    - (ア) 災害の状況及び応急対策の概要  
発災後速やかに
    - (イ) 災害対策本部等の設置  
災害対策本部等を設置した時直ちに
    - (ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し  
被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
    - (エ) 被害の確定報告  
被害状況が確定したとき
  - イ 震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を

記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に原則として30分以内で可能な限り早く報告する。） 消防庁長官から要請があった場合については、第1報後も引き続き消防庁に報告するものとする。

ウ 村は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

エ 村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

#### 4 被害状況報告

- (1) 災害が発生した場合、村長及び後志総合振興局長は、(2)に示す「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、村長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。 なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、村長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出するものとする。

##### 火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先【消防庁】

	平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	平日（左記以外）・休日 消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-90-43423 048-500-90-49033(FAX)	048-500-90-49102 048-500-90-49036(FAX)

##### 消防庁災害対策本部設置時の報告先【消防庁】

	消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター）
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553(FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-90-49175 048-500-90-49036(FAX)

## (2) 災害情報等報告取扱要領

村長は、災害時、以下に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告する。

### ア 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (ア) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (ウ) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (エ) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合で報告を要すると認められるもの。
- (オ) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (カ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (キ) その他特に指示があった災害。

### イ 報告の種類及び内容

#### (ア) 災害情報

災害時、北海道防災情報システム又は道が示す所定の様式により、速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

#### (イ) 被害状況報告

被害状況報告は、以下の区分により行う。ただし、指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く。

##### a 速報

被害発生後、直ちに北海道防災情報システム又は道が示す所定の様式により件数のみ報告する。

##### b 中間報告

被害状況が判明次第、北海道防災情報システム又は道が示す所定の様式により報告する。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。

##### c 最終報告

応急措置が完了した後、北海道防災情報システム又は道が示す所定の様式により15日以内に報告する。

#### (ウ) その他の報告

災害の報告は、(ア)及び(イ)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

### ウ 報告の方法

- (ア) 災害情報等は、電話又は北海道防災情報システム等により迅速に報告する。
- (イ) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告する。

### エ 被害状況判定基準

道が示す判定基準に基づき、被害状況を判定する。

## 第2節 災害通信計画

### 第1 通信手段の確保等

村及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに通信施設の機能確認を行うとともに、支障が生じた通信施設の復旧を行う。なおその場合において、道及び村は応急復旧対策のために必要な場所を確保するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。この際、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

#### 1 村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）の通信施設等

##### (1) 北海道総合行政情報ネットワーク（村役場端末）

- ア 地上系無線と衛星系無線の2ルート
- イ 端末局、ファクシミリは、村役場に設置
- ウ 消防本部に専用回線で接続
- エ 本庁内線電話により受発信可能

##### (2) IP告知システム（※村内に対する通信手段）

##### (3) 衛星携帯電話

5台（村役場、消防島牧支署、島牧保育所（※）、島牧小学校（※）、及び島牧中学校（※）に各1台を配置）

※指定避難所

##### (4) 消防救急業務用無線局

- ア 基地局  
消防島牧支署：1局

- イ 移動局

##### (ア) 消防島牧支署

20局（車載型×6局、可搬型×1局、携帯型×13局）

##### (イ) 消防団

7局（車載型×7局）

### 第2 電話の優先利用並びに通信途絶等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、以下の方法により通信連絡を行う。

#### 1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

#### 2 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね以下のとお

りである。

- (1) 北海道開発局の関係無線による通信  
小樽開発建設部を經て行ふ。
- (2) 第一管区海上保安本部の関係無線による通信  
小樽海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を經て行ふ。
- (3) 陸上自衛隊の通信機器等による通信  
北部方面隊を經て行ふ。
- (4) 警察電話等による通信  
ア 島牧・本目駐在所等の警察専用電話をもつて通信相手機関に最も近い寿都警察署等を經て行ふ。  
イ 警察無線電話装置をもつて寿都警察署、同移動局（パトカー）等を經て行ふ。
- (5) 北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線）による通信  
道、後志総合振興局又は村等を經て行ふ。
- (6) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信  
北海道電力株式会社の支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の支店、ネットワークセンター等を經て行ふ。
- (7) 東日本電信電話(株)の設備による通信  
東日本電信電話(株)北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行ふ。
- (8) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信  
上記(1)から(7)までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、もしくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行ふ。

### 3 通信途絶等における措置

- (1) 北海道総合通信局による対応  
北海道総合通信局は、防災関係機関から、1項から3項までに掲げる各通信系をもつて通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに以下の措置を講ずるものとする。  
ア 貸与要請者宛て、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出  
イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 村、防災関係機関の対応  
村、防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、以下に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。  
ア 移動通信機器機の借受を希望する場合  
(ア) 借受申請書の氏名又は名称及び住所

- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間
- イ 移動電源車の借受を希望する場合
  - (ア) 借受申請書の氏名又は名称及び住所
  - (イ) 台数
  - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
  - (エ) 使用場所
  - (オ) 借受期間
  - (カ) 引渡場所
- ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
  - (ア) 借受申請書の氏名又は名称及び住所
  - (イ) 希望エリア
  - (ウ) 使用目的
  - (エ) 希望する使用開始日時
  - (オ) 引渡場所及び返納場所
  - (カ) 借受希望日及び期間
- エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
  - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
  - (イ) (ア)に係る申請の内容

### (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室  
011-747-6451 (直通)

## 4 報道の要請

### (1) 放送

道は、基本法第55条に基づき、札幌管区气象台及び北海道開発局から災害に関する予報及び警報・特別警報を受けたとき、又は予想される災害に対してとるべき措置について、緊急に関係地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、通知、要請、伝達、警告を要するときは、道があらかじめ以下の放送機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」により放送を求めるものとする。

- ア 日本放送協会札幌放送局 (NHK)
- イ 北海道放送株式会社 (HBC)
- ウ 札幌テレビ放送株式会社 (STV)
- エ 北海道テレビ放送株式会社 (HTB)
- オ 北海道文化放送株式会社 (UHB)
- カ 株式会社テレビ北海道 (TVh)
- キ 株式会社エフエム北海道
- ク 株式会社エフエム・ノースウエーブ

ケ 株式会社STVラジオ

コ 一般社団法人日本コミュニティー放送協会北海道地区協議会

(2) 新聞

道及び北海道公安委員会は、災害時等における災害応急対策についての広報を行うに当たり必要な場合は、あらかじめ以下の新聞各社（注：村関係のみ記載）と締結した「災害時等における報道要請に関する協定」により報道を求めるものとする。

ア 北海道新聞社

イ 朝日新聞北海道支社

ウ 毎日新聞北海道支社

エ 読売新聞東京本社北海道支社

オ 日本経済新聞社札幌支社

カ 産業経済新聞社札幌支局

キ 共同通信社札幌支社 等

### 第3節 災害広報・情報提供計画

道、村及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

#### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、村及び防災関係機関は、災害時において、被災地をはじめとする村民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の村民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び村は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

##### 1 村民等に対する広報等の方法

- (1) 道、村及び防災関係機関は、村の実情に応じ報道機関への情報提供をはじめ、IP告知システム、島牧村スマホアプリ「うしお通信」、緊急速報メール（※北海道防災情報システム経由でも可能）、広報車、臨時災害広報局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また北海道防災情報システムで発信する災害関連情報の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 道、村及び防災関係機関は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)の他、道及び村は、北海道防災情報システムのメールサービスや全国瞬時警報シ



システム（J-A L E R T）を活用するとともに、J Cスマート等のサイト運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施するものとする。また災害現場における住民懇談会等によって、被災した村民等の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。



## 2 道による広報

村及び防災関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確にした上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域の内外に対し、主に以下の情報を適切に提供するものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
  - ア 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
  - イ 火災状況（発生箇所、避難等）
  - ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設の状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
  - エ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設の状況（被害状況、復旧状況等）
  - オ その他判明した被災地の情報等（二次災害の危険性等）
- (4) 救助法適用市町村名
- (5) 応急、恒久対策の状況
  - ア 避難について（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等）
  - イ 医療救護所の開設状況
  - ウ 給食、給水の実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
  - エ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (6) 災害対策（連絡）本部の設置又は廃止
- (7) 住民の責務等民主の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

## 3 村による広報

村は、防災関係機関、ボランティア団体、NPO等と連携するとともに、被災した村民等のニーズを十分に把握した上で、本部長（村長）の承認を得て広報班長（企画課長）が、被災者をはじめとする村民等に対し、前項に示す情報に関連するものの他、以下の情報を適切に提供する。

- (1) 被害のあった地区及びその状況並びに二次災害の危険性等
- (2) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令状況
- (3) 避難場所・避難所の開設状況

- (4) 島牧診療所、コンビニ、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 水道、電気、バス運行等の公共施設・機関の復旧状況
- (6) 交通規制、被災者生活支援に関する情報等

#### 4 防災関係機関による広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、村民等への広報を実施する。特に村民等の生活に直結した機関（道路、電気、通信等）は応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を村民等に広報するとともに、災害対策（連絡）本部に対して情報の提供を行う。

### 第2 安否情報の提供

#### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、道又は村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた道又は村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、以下の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の家族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者、その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 道又は村は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

#### 2 安否情報を回答するに当たっての道又は村の対応

道及び村は、安否情報を回答するときは、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めるものとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 第3 災害時の氏名等の公表

#### 1 道の対応

道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合には、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

#### 2 村の対応

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、防災関係機関等の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

## 第4節 避難対策計画

災害時において、村民等の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、村長等避難実施責任者は、以下により避難指示等を発令する。

村は、村民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を図る必要がある。このため、避難指示の他、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難指示や緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備、高齢者等避難開始の発令に努める。

#### 1 村長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、

村民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認められるときは、直ちに必要と認める地区の必要と認める居住者等に対し、以下の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

エ 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難の指示

- (2) 避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）
- (4) 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地区の居住者等に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。
- (5) (4)の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告するとともに、寿都警察署長にその旨を通知する。（指示を解除した場合も同様とする。）

## 2 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる地区の居住者等に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害においても、村が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難所の受入れ等については市町村長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により市町村長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、市町村長に代わって実施する。

また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより防災関係機関に協力要請する。

## 3 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 1の(2)により村長から要求があったとき、又は村長が指示できないと認めるときは、必要と認められる地区の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちにその旨を村長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は公安委員会にその旨報告するものとする。

#### 4 自衛官（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、以下の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに部隊等の指揮系統を通じて、その旨を村長に通知しなければならない。

- (1) 村民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 村民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

### 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

#### 1 連絡

村、道（後志総合振興局）、寿都警察署、小樽海上保安部及び自衛隊の災害派遣部隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

#### 2 助言

##### (1) 村

避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台等の国や道の防災関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

村は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の防災関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

##### (2) 国や道の防災関係機関

村から助言を求められた国や道の防災関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また道は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言するものとする。また、国や道の防災関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。なお、国及び道は、村長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

#### 3 協力、援助

##### (1) 寿都警察署（函館方面本部）

村長が行う避難の措置について、防災関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

**第3 避難指示等の周知**

村は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に村民等に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）等防災関係機関の協力を得つつ、以下の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容・対象者を明確にするとともに避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について村民等に対して具体的かつわかりやすい内容とするよう配慮する。

避難指示等の発令に当たっては、IP告知システム（屋外放送を含む）、北海道防災情報システム（緊急速報メール）、広報車等による複合的な活用を図り、対象地区の村民等への迅速かつ確かな伝達に努め、村民等の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に避難行動要支援者（要配慮者）の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じて、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	村民等がとるべき行動	村民等に行動を促す情報 避難情報等
5	・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保（※） ※必ず発令する情報ではない
4	・危険な場所から全員避難（屋内安全確保等を含む）する。	避難指示
3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

避難情報等の内容、発令対象等の細部については、「北海道島牧村 避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

## 第4 避難方法

### 1 避難誘導

- (1) 避難誘導は、村の職員（主に広報班）、消防吏員・消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退き適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう努める。

村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は「近隣の安全な場所」への避難（水平避難）や「屋内安全確保」や「垂直避難」といった適切な避難行動を村民等がとれるように周知する。

また、村の職員、消防吏員・消防団員、警察官や避難行動要支援者（要配慮者）の避難支援等実施者など避難誘導等に当たる者の安全確保に努める。

- (2) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地区の津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、自動車により避難せざるを得ない場合は、寿都警察署と十分に調整しつつ自動車避難に伴う危険性の軽減方策について検討するとともに、限界量以下に抑制するよう各地区会等と合意形成を図るよう努める。
- (3) 津波発生時の避難の際に、村の職員、消防吏員・消防団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、村民等に周知するよう努めるものとし、避難誘導・支援の訓練を実施避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

### 2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送業者等と連携し、村において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 村は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行うものとする。
- (4) また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示するものとする。

## 第5 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 道の対策

道は、市町村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に

努める。また災害時に村が福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努めるものとする。

## 2 村の対策

### (1) 避難行動要支援者の避難支援

村は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行う。平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者については、民生委員等の避難支援等関係者等の協力を得て可能な範囲で避難支援を行えるよう努める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や避難確保計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### (2) 避難行動要支援者の安否確認

村は、避難支援等関係者等の協力を得て、災害発生後、可能な限り直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### (3) 避難場所以降の避難行動要支援者

村は、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、可及的速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 福祉避難所（島牧柏光園、島牧慈光園）等への移動

イ 島牧診療所、その他医療機関への移送

ウ 村外の施設等への緊急入所

### (4) 応急仮設住宅への優先的入居

村は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

### (5) 在宅者への支援

村は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

### (6) 応援の要請

村は、救助活動や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道（後志総合振興局）、近隣市町村等へ応援を要請する。

## 第6 避難路及び避難場所の安全確保

村民等の避難に当たっては、村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

## 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め



る。

## 第8 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、第4章第6節「避難体制整備計画」による。

村は、災害時は必要に応じ、使用可能な指定緊急避難場所の周知を行う。

## 第9 指定避難所の開設

1 指定避難所は、第4章第6節「避難体制整備計画」による。

2 村は、災害時は必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、村民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、社会福祉法人 徳美会との間で締結した「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づく福祉避難所（島牧柏光園、島牧慈光園）を開設する。

3 村は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合は、村内外の国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設できるよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地区にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設できるよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して親類や知人の家等への避難を促す。

4 村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地区に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

5 村は、著しくかつ異常な激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課（防災対策室）、福祉課などの関係課が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

7 村は、指定避難所を開設した場合に、防災関係機関による支援が円滑に講じられるよう、その開設状況等を適時適切に道（後志総合振興局）に報告する。

## 第10 指定避難所の運営管理等

1 村は、指定避難所の適切な運営管理を行う。

この際、指定避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、村民等、地区会（自主防災組織）及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協

力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やNPO、ボランティア等に協力を求める。また、指定避難所の運営に関して役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- 2 村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

この際、村民等への普及に当たっては、村民等が主体的に避難所運営に関与できるよう努める。状況によっては、応援職員やNPO、ボランティア等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うことし、関係団体等との連携・協力に努める。

- 3 村は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、当該地区の特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

- 4 村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみを受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の早期把握に努めるとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

- 5 村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して段ボールベッドの追加導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を受けられるよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換にも努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設使用の有無及びその使用頻度、洗濯の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- 6 村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう連携を図るよう努める。

- 7 村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性（生理）用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- 8 村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを可能な限り離れた場所に設ける、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設ける、照明を増やす、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、寿都警察署、島牧診療所、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 9 村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10 村は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促す。特に、要配慮者等へは、道が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境の確保に努める。
- 11 寿都警察署は、避難期間等を鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 12 村は、災害の規模等を鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の可能な限り迅速な提供、村営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 村は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮に努めるものとする。また、道の助言・支援を受けて、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- 14 村は、道の助言・支援を受けて、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや村内業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- 15 村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務班（総務課）、福祉班（福祉課）などの関係班（関係課）及び島牧診療所が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 16 村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。

- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や島牧診療所等への搬送など、事前に総務班（総務課）、福祉班（福祉課）などの関係班（関係課）が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じるよう努める。

## 第11 広域避難

### 1 広域避難の協議等

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行う。

### 2 道内における広域避難

村は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

### 3 道外への広域避難

- (1) 村は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、後志総合振興局を通じて道に対し当該他の都府県との協議を求める。

道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

- (2) 村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、道（後志総合振興局）に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

### 4 避難者の受け入れ

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 5 防災関係機関の連携

- (1) 道、村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## 第12 広域一時滞在

### 1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、

「道内広域滞在」という。)の必要があると認める市町村長(以下、「協議元市町村長」という。)は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手が見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市長村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、市町村長(以下、「協議元市長村長」という。)は、知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。)に対して被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

- (5) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するものとする。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するものとする。
- (7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっても協議先知事との協議を実施するものとする。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

道及び村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災村民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災村民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村による連携に配慮するものとする。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により道及び市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事又は市町村長の実施すべき措置を代わって実施するが、知事又は市町村長が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに知事又は市町村長との事務の引き継ぎが行われるものとする。

---

## 第5節 応急措置実施計画

---

災害時において、村長及び知事等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員
- 2 消防島牧支署長、島牧消防団長
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公機関の長

### 第2 村が実施する応急措置全般

- 1 村長及び消防島牧支署長、島牧消防団長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとし

ているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

- 2 村長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、防災関係機関等の協力を求めることができる。

### 第3 警戒区域の設定

#### 1 村長（基本法第63条、地方自治法第153条）

村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、村民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 2 消防吏員又は消防団員

- (1) 火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で覚める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。（消防法第28条・第36条）
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。（水防法第21条）

#### 3 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を村長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、若しくは消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命

ずることができる。

#### 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、災害派遣部隊等は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。

#### 第4 村が実施する応急公用負担等

1 村長は、村に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該地区内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 村長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、使用者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、島牧村公告式条例（昭和41年条例第10号）を準用し、その通知事項を役場前に掲示する等の措置をとる。

- (1) 名称又は種類
- (2) 形状及び数量
- (3) 所在した場所
- (4) 処分期間又は期日
- (5) その他必要な事項

なお、村は、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

3 村長は、村に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。（基本法第64条第2項）

4 村長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。

5 村長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法第64条第4項）

6 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）



第5条及び第6条の規定を準用する。

また、公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、村に帰属する。

#### 第5 他の市町村長等に対する応援の要求等

- 1 村長は、村に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。
- 2 村長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- 3 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### 第6 知事に対する応援の要求等

村長は、村に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

#### 第7 村民等に対する緊急従事指示等

- 1 村長は、村に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該地区内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- 2 村長、消防島牧支署長及び島牧消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該地区内の村民、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるものとする。（水防法第24条）
- 3 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- 4 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）
- 5 村長は、1項から4項までにより、村民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第84条第1項）

## 第8 道及び道の委員会等の実施する応急措置

道及びその所轄の下に行動する道の委員会等は、道内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、関係法令及び道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務に関する応急措置を速やかに実施するとともに、市町村が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。この場合、知事（後志総合振興局長）は、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができるものとする。この場合、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

### 1 知事の従事命令等

(1) 知事（後志総合振興局長）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令若しくは保管命令（以下「従事命令等」という。）を発し、施設、土地、家屋、若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は道の職員に施設、土地、家屋、若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができるものとする。この場合、当該施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする道の職員は、証票（救助法に基づく立入検査等の場合は災害救助法施行規則（昭和31年北海道規則第142条）第15条に定める証票）を携帯しなければならないものとする。

(2) 従事命令（基本法第71条、救助法第7条）

知事（後志総合振興局長）は、以下の者を応急措置業務に従事させることができる。

ア 医師、歯科医師、又は薬剤師

イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、又は歯科衛生士

ウ 土木技術者、又は建築技術者

エ 大工、左官、又はとび職

オ 土木業者、又は建築業者及びこれらの者の従業者

カ 鉄道事業者及びその従業者

キ 軌道経営者及びその従業者

ク 自動車運送業者及びその従業者

ケ 船舶運送業者及びその従業者

コ 港湾運送事業者及びその従業者

(3) 協力命令（基本法第71条、救助法第8条）

知事（後志総合振興局長）は、現場の救助を要する者及びその近隣の者を、応急措置業務に協力させることができる。

(4) 保管命令等（管理、使用、保管、収用）（基本法第71条、救助法第9条）

知事（後志総合振興局長）は、病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

## (5) 立入検査等（基本法第71条、救助法第10条）

知事（後志総合振興局長）は、上記保管命令等のため必要があるときは、道の職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせることができる。また、知事（後志総合振興局長）は、物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は道の職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせることができる。

## (6) 従事命令等の実施

知事（後志総合振興局長）は、基本法に基づく従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行うものとする。また、救助法に基づく従事命令等の場合にあつては、災害救助法施行細則第9条、第11条及び第17条に定める公用令書等を交付して行うものとする。

**2 従事命令等に伴う損失補償等**

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、収用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生ずる損失を補償するものとする。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例によるものとする。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例」（昭和38年12月25日北海道条例第56条）により行うものとする。

**3 村に対する道の指示（基本法第72条）**

知事（後志総合振興局長）は、村の実施する応急措置をはじめとする災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要と認めるときは、村長に対し応急措置の実施について必要な指示をし、また他の市町村長に応援すべきことを指示することができる。

**4 村の実施する応急措置の代行（基本法第73条・第78条の2）**

## (1) 道

知事（後志総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により村が実施する以下に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施するものとする。

ア 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

イ 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

ウ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

エ 応急措置を実施するため、当該区域（地区）内住民（村民）及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

## (2) 指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により、村及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施する応急措置の全部又は一部を、村長に代わって実施しなければならない。

- ア 応用公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- イ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- ウ 応急措置を実施するため、当該区域（地区）内住民（村民）及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

## 5 通信設備の優先使用（基本法第79条）

知事（後志総合振興局長）は、応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別に必要ながあるときは、第5章第2節「災害通信計画」に定めるところにより、電気通信業法第2条第5項に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができるものとする。

---

## 第6節 自衛隊派遣要求及び派遣活動計画

---

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請できる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

- (1) 知事（後志総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 小樽海上保安部 第一管区海上保安本部長

#### 2 要請先（指定部隊等の長）

- (1) 陸上自衛隊
  - ア 北部方面総監【札幌市】  
電話011-511-7116（内線2574、2575、2576）
  - イ 第11旅団長【札幌市 真駒内】  
電話011-581-3191（内線2136（課業外2300））
  - ウ 第28普通科連隊長【函館市】  
電話0138-51-9171（内線239（課業外302））
- (2) 海上自衛隊
  - ア 大湊地方総監【青森県むつ市】  
電話0175-24-1111（内線2224（課業外2222））
  - イ 函館基地隊司令【函館市】  
電話0138-23-4241（内線224（課業外300））
- (3) 航空自衛隊
  - ア 北部航空方面隊司令官【青森県三沢市】

電話0176-53-4121（内線2353（課業外3901））

イ 第2航空団司令【千歳市】

電話0123-23-3101（内線2231（課業外3800））

### 3 要請手続等

- (1) 村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、以下の事項を明らかにした文書をもって派遣要請権者に災害派遣を求める。この場合において、村長は、必要に応じてその旨及び村の災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

  - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ 派遣部隊が展開できる場所
  - オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 派遣要請権者は前項により派遣の要求を受領し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに要請先（指定部隊等の長）に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 村長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により派遣要請権者と指定部隊等の長との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。但し、この場合、速やかに派遣要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行うものとする。

### 4 受入体制

- (1) 村長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を災害の様相に応じて調整する。
- (2) 村は、陸上自衛隊第28普通科連隊との間で締結した「大規模災害時等における連携に関する協定」に基づき、受入れに係る所要の調整を実施する。

### 5 経費

- (1) 以下の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、村等）において負担するものとする。
  - ア 資材費及び機器借上料
  - イ 電話料及びその施設費
  - ウ 電気料
  - エ 水道料
  - オ くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、以下のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

## 第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ防災関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

## 第4 知事等の要請を待つかまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、以下のとおりである。

- 1 防災関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つかまがないと認められること。

## 第5 自衛隊との連携強化

### 1 総合調整

- (1) 知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

- (2) 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定を自衛隊との間で締結しておくものとする。
- (3) 村長は、陸上自衛隊第28普通科連隊長との間で締結した「大規模災害時等における連携に関する協定」に基づき、自衛隊の活動が円滑におこなわれるよう調整を行う。

## 2 連絡体制の確立

知事（後志総合振興局長）及び村長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

## 3 連絡調整

知事（後志総合振興局長）及び村長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、以下の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 村民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 村民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動に関する措置命令等（基本法第76条の3第3項）

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時、被災した市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」による。

### 第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

#### 1 被災した村に対する道等による応援

- (1) 村への職員の派遣

知事（後志総合振興局長）は、村の災害の状況に応じて、村に対し職員を派遣し、情報収集や村又は防災関係機関との調整、並びに村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。なお、派遣にあたり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

(2) 応援協定等による応援

ア 村及び村の周辺地域において大規模災害等が発生し、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」、「災害時の応援に関する協定」等の相互応援協定等に基づき、村は、道や他の市町村に応援を要請する。また、村は、道や他の市町村からの応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換、応援職員に依頼する事務の選別、応援職員の活動場所の準備などの受入体制の確保を図る。

イ 村は、北海道開発局と締結した「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」に基づき、村内の土木施設等に被害が発生し、北海道開発局による応援が必要であると判断した場合、北海道開発局（小樽開発建設部）に応援を要請する。

(3) 基本法による応援

ア 村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。また、応急措置を実施するための応援を求められた場合は、正当な理由がないかぎり、応援を拒まないものとする。

イ 村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ 知事（後志総合振興局長）は、村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

## 2 道から他の都府県に対する応援の要請等

(1) 北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

(2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合、又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。なお、道及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の推進に努めるものとする。

(3) 基本法による応援要求



- ア 知事は、道内における災害時に、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとされている。
- イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによつては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

### 3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないとされている。

### 4 他の都府県等からの応援要求への対応

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

## 第2 消防

- 1 大規模災害が発生し、岩内・寿都地方消防組合単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援体制や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき迅速かつ的確に対処する。

## 第3 公安委員会

函館方面公安委員会（北海道公安委員会）は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

## 第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

道は、道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各防災関係機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

#### 1 道

道災害対策本部等の指示、または市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

#### 2 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

#### 3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

#### 4 自衛隊

知事（後志総合振興長）等の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

## 第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、道は、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害時に活動する航空機の安全運航を確保するため、必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

## 第5 村の対応等

村は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるよう努める。

### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。なお、村内のヘリコプター等の指定着陸場（道防災航空室）は、以下のとおりである。

- 千走山村広場（字千走）長さ100m×幅100m、植生 芝生

### 2 安全対策

ヘリコプター等の離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるよう努める。

### 3 災害時における北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

#### (1) 応援要請の要件

村長は、災害時に以下の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき知事に対し要請する。

- ア 災害が隣接する町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 岩内・寿都地方消防組合の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### (2) 要請方法

知事（北海道防災航空室）に対する要請（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出するものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

- オ 消防防災ヘリコプター等の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0852 札幌市東区栄町9 6 4 番地

電話 0 1 1-7 8 2-3 2 3 3

FAX 0 1 1-7 8 2-3 2 3 4

---

## 第9節 救助救出計画

---

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各防災関係機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の村民等や自主防災組織は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

#### 1 寿都警察署（函館方面本部）

被災地区において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

#### 2 小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）

海上における遭難者の救助救出を実施する。

#### 3 後志総合振興局（道）

後志総合振興局（道）は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等の防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

#### 4 村（消防島牧支署・島牧消防団）

村（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに島牧診療所又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。また、村は、村の救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町村、道等の応援を求める。

### 第2 救助救出活動

#### 1 被災地区における救助救出活動

村及び寿都警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び村民等の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

## 2 海上における救助救出活動

小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

## 3 救出対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね以下に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

## 4 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、「物資受払簿」及び「被災者救出状況記録簿」によりその状況を記録しておくものとする。

## 第3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

# 第10節 医療救護計画

災害のため、島牧診療所等の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

## 第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は村が設置する救護所において、救護班により実施することを原則とする。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、以下のとおりとする。
  - (1) トリアージ
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
  - (4) 災害時に道が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
  - (5) 助産救護
  - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

## 第2 医療救護活動の実施

### 1 道

- (1) 道は、災害時に市町村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置するものとする。また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設するものとする。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診察状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握するものとする。
- (4) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も

含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行うものとする。
- (6) 道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施するものとする。また、被災したことによる心の健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会を開催するものとする。

## 2 村

- (1) 村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の防災関係機関に協力を要請する。
- (2) 村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。
- (3) 村は、必要に応じ、公共施設等を利用して、臨時に医療救護所を設置し、罹災者の医療を実施する。

## 3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援するものとする。

## 4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所  
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行うものとする。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構  
独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行うものとする。
- (3) 日本赤十字社北海道支部  
日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護及びこころのケア活動を行うものとする。なお、救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア

班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携するものとする。

(4) その他の公的医療機関の開設者

医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行うものとする。

(5) 北海道医師会

北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班（JMAT）を派遣し医療救護活動を行うものとする。なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(6) 北海道歯科医師会

北海道歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行うものとする。なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(7) 北海道薬剤師会

北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行うものとする。なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(8) 北海道看護協会

北海道看護協会は、道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療活動を行うものとする。なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(9) 北海道柔道整復師会

北海道柔道整復師会は、道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行うものとする。なお、柔道整復救護班の業務内容は「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(10) 北海道エアポート株式会社

北海道エアポート株式会社は、道の要請に基づき、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力を行うものとする。協力する内容は、「広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」の定めるところによる。

### 第3 輸送体制の確保

#### 1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行うものとする。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

#### 2 重症患者等

村内の重症患者等の医療機関への搬送は、原則として岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）が実施する。但し、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）の救急車両が確保で



きないときは、道、村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊ヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

#### 第4 医薬品等の確保

##### 1 道

道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について防災関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有する医薬品等を提供するものとする。

##### 2 村

村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は防災関係機関にその確保について要請する。

#### 第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他都府県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他都府県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行うものとする。

#### 第6 臨時の医療施設に関する特例

道及び村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

道及び村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

#### 1 道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)」(以下「感染症法」という。)に基づく防疫処置を実施するものとする。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行うものとする。

- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

## 2 村

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 所管する倶知安保健所の指導のもと避難所等において村民等に対する保健指導等を実施する。
- (3) 防疫は、主に民生班（住民課）が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

## 第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、知事及び村長は、以下の班等を編成しておくものとする。

### 1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成するものとする。但し、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

### 2 防疫班の編成

- (1) 村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

## 第3 感染症の予防

1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて以下の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

### 2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、以下の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市町村等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 市町村の各地区内の衛生組織、その他防災関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握

に努めること。

- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

### 3 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市町村長に実施させるものとする。

### 4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、市町村長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

#### (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

#### (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

### 5 消毒方法

村長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

### 6 ねずみ族、昆虫等の駆除

村長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

### 7 生活用水の供給

村長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するよう努める。なお、供給量は、できる限り1日1人当たり約20リットルの供給に努める。

### 8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、村長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

## 第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生

動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとするものとする。

## 第5 指定避難所等の防疫指導

村長は、指定避難所等の応急施設については、以下により防疫指導等を実施する。

### 1 健康調査等

指定避難所等の管理者、村内を管轄する衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

俱知安保健所等の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第6 家畜防疫

### 1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

### 2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行うものとする。

## 第12節 災害警備計画

---

村民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、寿都警察署（北海道警察函館方面本部）及び小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

## 第1 寿都警察署（函館方面本部）

防災関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び村民等の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

### 1 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置するものとする。

### 2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を防災関係機関と共有する。
- (2) 村民等の避難に当たっては、村、消防島牧支署、島牧消防団等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅や店舗等に対するパトロールを行い、犯罪の予防、及び取締り等にあたるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、防災関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、村民等の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、ご遺体の見分等に当たるものとする。

## 第2 小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）

海上における治安を維持するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第3 寿都警察署（函館方面本部）及び小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

### 第1 交通応急対策の実施

道、防災関係機関等は、発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、各防災関係機関

及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを促進するものとする。

### 1 函館方面公安委員会

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施にいちじるしい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

### 2 第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行うものとする。

### 3 東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行うものとする。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

### 4 北海道開発局（小樽開発建設部）

- (1) 国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。
- (2) 地震・津波災害時における当村に関する道路啓開の概要は、以下のとおりである。

ア 進出拠点（浸水域外）	：道の駅 くらまつない
イ 活動中継拠点（浸水域外）	：小樽建設管理部 黒松内事務所
ウ アクセルルート（夏季）	：道道523号（美川黒松内線）
同	（冬季）：国道229号

### 5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、

障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限し、交通の確保を図るものとする。

## 6 道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

## 7 村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

- (1) 村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、防災関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

## 8 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに以下の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

## 9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により防災関係機関の支援を行うものとする。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び函館方面公安委員会（寿都警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、以下の事項を中心に村内及び村に通じる主要な道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

## 2 交通規制の実施

道路管理者及び函館方面公安委員会（寿都警察署）は、以下の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

## 3 防災関係機関との連携

道路管理者及び函館方面公安委員会（寿都警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、防災関係機関に連絡するとともに、村民等に対して広報の徹底を図るものとする。

## 第3 海上交通安全の確保

小樽海上保安本部（第一管区海上保安本部）は、海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## 第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。



## 1 通知

函館方面公安委員会（寿都警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、じ後、直ちに通知する。

## 2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（後志総合振興局長）又は函館方面公安委員会（寿都警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（後志総合振興局）又は警察本部・函館方面本部・寿都警察署及び交通検問所で行うものとする。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」が交付され、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で以下の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の防災関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

道、村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 3 規制除外車両

函館方面公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 函館方面公安委員会（寿都警察署長）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、函館方面本部、寿都警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。但し、前記アに定める自衛隊車両であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

函館方面公安委員会は、以下のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及等

函館方面公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

## 第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。このため北海道開発局、道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は以下のとおりである。

### 1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じ

て河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

## 2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、以下のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上がっている。

### (1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）

### (2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,831km）

### (3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長295km）

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、村民等の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び村は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

その際、道及び村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 第1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施するものとする。

#### 1 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

#### 2 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

#### 3 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

#### 4 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

## 5 道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

### 6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 7 小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は防災関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

## 8 村

札幌地区トラック協会 後志支部との間で締結した「緊急時における輸送業務に関する協定」及びヤマト運輸株式会社 函館主管支店との間で締結した「島牧村とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定」に基づき、災害時における物資の輸送業務を円滑に実施する。

## 第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

### 1 北海道運輸局

#### (1) 陸上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送業者及び一般貨物自動車運送業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 海上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要がある港湾運送又は海上輸送であり、かつ自発的にその業務及び航海を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、貨物の取扱い又は輸送を、船舶運航事業者に対して航海を命ずるための必要な措置を講ずるものとする。

## 2 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請するものとする。その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は船舶運送事業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずるものとする。

### 3 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により輸送に着手

し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

#### 4 小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）

小樽海上保安部（第一管区海上保安本部）は、必要に応じて又は防災関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施するものとする。

### 第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として以下によるものとする。

#### 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

#### 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施するものとする。

#### 2 道

必要に応じて、食糧の調達・供給の決定と調整を図るものとする。

#### 3 村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

### 第2 食糧の供給

#### 1 北海道農政事務所

道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施するものとする。

#### 2 道

(1) 知事は、市町村長から要請があったとき、又はその事態に照らし緊急を要し、市町村

からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市町村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請するものとする。

- (2) 道は、支援物資を要請する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示するものとする。
- (3) 米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4I第11の規定により、農林水産省農産局長から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示するものとする。

### 3 村

- (1) 村は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、村において調達が困難な場合、村長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。
- (2) 米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4I第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

### 第3 食糧輸送計画

食糧の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第5章第14節「輸送計画」及び同第31節「労務供給計画」により措置するものとする。

---

## 第16節 給水計画

---

災害又は事故等による水道施設の損壊・故障等により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水・生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道

市町村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係防災機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行うものとする

#### 2 村

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、避難所や村民等の飲料水・生活用水及び島牧診療所等の医療用水等を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を

実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水・生活用水を災害又は事故等発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、村民等に対する広報を継続して行う。

(2) 飲料水・生活用水の確保

災害又は事故等発生時の飲料水・生活用水の水源として、村内の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川水等）等をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材等の確保

ア 村は、平時から長期保存が可能なペットボトル等の保存水、断水時における応急給水に必要な供給手段として給水袋等を備蓄する。

イ 村は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握するとともに、被災地区の給水所要に応じて給水車、散水車及び消防タンク車等を確保して、給水にあたる。

## 第2 給水の実施

### 1 給水の方法

(1) 輸送による給水 村内の浄水場等使用可能な補給水源がある場合は、給水車、散水車、消防タンク車等により補給水源から取水し、被災地区又は断水地区内へ輸送の上、村民等に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として村民等に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地区又は断水地区付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の村民等に飲料水として供給する。なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質としてうえで供給する。

### 2 応援の要請等

(1) 村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道（後志総合振興局）へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

(2) 知事は、災害の事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認めるときは、要求を待たずに被災市町村に対する応急用水について必要な措置を講ずるものとする。

## 第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、市町村長等の要請に基づき調整及び調達を行うものとする。

- (1) 市町村における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送するものとする。また、災害時に備え、生活必需品を取扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行うものとする。
- (2) 市町村長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言するものとする。
- (3) 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。このため以下のことに留意するものとする。
  - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
  - イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

#### 2 指定地方行政機関

- (1) 法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図るものとする。
- (2) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡を取りつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認するものとする。

#### 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図るものとする。

#### 4 村

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、村長の指示を受け福祉班（福祉課）が行う。

- (1) 物資の調達、輸送
  - ア 村内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくこととする。
  - イ 村内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることとする。
  - ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。



## 第2 実施の方法

### 1 道

知事は、市町村長等の要請に基づき必要物資の調整、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

### 2 村

村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

## 第3 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

### 1 道、指定地方行政機関

- (1) 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（以下「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うものとする。また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図るものとする。
- (2) 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。
- (3) 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

### 2 村

- (1) 平時から、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づき、生活必需物資（品）を備蓄する。
- (2) 村が備蓄している生活必需物資（品）は、「物資調達・輸送調整等支援システム」にあらかじめ登録し、購入及び配分について管理する。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は道に要請し、調達する。

## 第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 日本赤十字社北海道支部が、罹災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
  - (1) 毛布

- (2) 緊急セット
- (3) 拠点用日用品セット
- (4) 安眠セット

2 日本赤十字社北海道支部は、救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ備蓄するものとする。

---

## 第18節 石油類燃料供給計画

---

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道

- (1) 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下、本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行うものとする。
- (2) 知事は、市町村等からの要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行うものとする。

#### 2 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

#### 3 村

- (1) 村長は、村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。また、災害対策上重要な施設（役場庁舎等）、指定避難所、島牧診療所及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。
- (2) 村は、小樽地方石油業協同組合との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、災害時における石油類燃料を調達する。また、同協定に基づき村は、村内等で調達できる石油類燃料の調達先等の状況を把握する。
- (3) 村は、北海道エルピーガス災害対策協議会との間で締結した「災害等の発生時における島牧村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、LPGの復旧等に関する支援を要請する。
- (4) 村内等において調達が不能になったときは、道に協力を求める。

## 第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売り組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

### 2 道

- (1) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図るものとする。
- (2) 道は、災害時情報収集システム等を利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行うものとする。

### 3 村

村は、小樽地方石油業協同組合との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」及び北海道エルピーガス災害対策協議会との間で締結した「災害等の発生時における島牧村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、災害時における石油類燃料を確保する。

## 第3 平常時の取組

- 1 道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知するものとする。
- 2 道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等の管理者に対し、車両や施設等の燃料から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。
- 3 北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、防災関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

## 第19節 電力施設災害応急対策計画

災害時時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 電力施設の状況

村に關係する、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、以下のとおりである。

- 1 水力・火力・原子力発電設備（村外施設）

- 2 変電設備（寿都町 作開変電所）
- 3 送電設備
- 4 配電設備（島牧配電塔）
- 5 通信設備

## 第2 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社は、以下の対策を講ずるものとする。

- 1 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、同社が別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり次の対策を講ずるものとする。
  - (1) 活動態勢  
発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。
  - (2) 情報収集・提供  
所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、当該市町村及び道に連絡するものとする。また、道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行うものとする。
  - (3) 通信確保  
本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保をはかるものとする。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮するものとする。
  - (4) 広報  
災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ、及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。
  - (5) 要員の確保  
各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が村長を経て知事（後志総合振興局長）に要求するものとする。
  - (6) 資材等の調達  
社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。
  - (7) 応急工事  
災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。

- 2 村は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との間で締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」並びに「大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書」に基づき、1(2)に係る情報共有、停電復旧作業の支援等を行う。

## 第20節 水道施設対策計画

---

災害時の水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、村（水道事業者）は建設班（施設課）が主体となり、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、以下の対策を講じて速やかに応急復旧し、村民等に対する水道水の供給に努める。

- 1 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4 村民等への広報活動を行う。
- 5 応急復旧間における飲料水・生活用水の供給については、第16節「給水計画」による。

### 第2 広報

村（水道事業者）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、村民等の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

## 第21節 応急土木対策計画

---

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

#### 1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 波浪
- (4) 津波
- (5) 山崩れ
- (6) 地滑り

- (7) 土石流
- (8) 崖崩れ
- (9) 火山噴火
- (10) 落雷

## 2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム、溜池等えん堤の流出及び決壊
- (10) 下水道管渠等の蛇行、閉塞、亀裂及び処理施設等の被害
- (11) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- (12) 航路・泊地の埋没

## 第2 応急土木復旧対策

### 1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

### 2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、以下に定めるところによるものとする。

#### (1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

#### (2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は村民等の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、村、防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

#### (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに

準じ、応急復旧を実施するものとする。

### 3 防災関係機関等の協力

各防災関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るものとする。

## 第22節 被災宅地安全対策計画

村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し村民等の安全を図る。

### 1 危険度判定の実施の決定

村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

### 2 危険度判定の支援

知事は村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 3 判定士の業務

判定士は、以下により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は以下の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに村民等対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

#### 5 事前準備

道及び村は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、以下の事項に努める。

- (1) 道と村は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

## 第23節 住宅対策計画

---

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行うものとする。

#### 2 村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

村長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用して避難所を開設する。



## 2 公営住宅等の斡旋

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるようにあらかじめ体制を整備する。

## 3 応急仮設住宅

### (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を確保できない者とする。

### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、村が行う。

### (3) 建設型応急住宅の建設

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行うものとする。

### (4) 建設型応急住宅の建設用地

道及び村は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

### (5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、村からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として、軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

### (7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、村長に委任する。

### (8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

## 4 平常時の規制の適用除外措置

道及び村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設

備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

## 5 住宅の応急修理

### (1) 対象者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

### (3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

## 6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が、村内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が、村内の住宅戸数の1割以上のとき

### (2) 整備及び管理者

村内の災害公営住宅は村が整備し、管理する。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って村に譲渡し、管理は村が行うものとする。

### (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。但し、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。  
但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

### 第3 資材等の斡旋、調達

- 1 村は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道（後志総合振興局）に斡旋を依頼する。
- 2 道は、村から資材等の斡旋依頼があった場合は、防災関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

### 第4 住宅の応急復旧活動

道及び村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 第24節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行うものとする。

#### 2 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、村民等の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は以下のとおりである。

- 1 村民等の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び村は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

---

## 第25節 文教対策計画

---

学校施設の被災により、児童・生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童・生徒の安全確保

###### ア 在校中の安全確保

在校中の児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

## 2 道、村

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は、村長が知事の委任により実施する。

## 第2 応急対象実施計画

### 1 施設の確保と復旧対策

#### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

#### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

#### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設、又は村内外の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

#### (4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

## 2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公共施設等が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地区村民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

## 3 教職員の確保

道教育委員会及び村教育委員会は、当該学校だけでは教育活動の実施が困難なときは、近

隣学校からの教職員の動員・配置について調整して教育活動に支障を来たさないようにする。

#### 4 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免
- (2) 公益財団法人 北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

#### 5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、以下の点に留意して保健管理を行うものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施すること。

### 第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

---

## 第26節 行方不明者の搜索及びご遺体の埋葬等計画

---

災害により行方不明になった者の搜索及びご遺体の埋葬等の実施については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 村長

救助法が適用された場合は、村長が知事の委任により行うが、ご遺体の処理のうち、洗浄

等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

## 2 警察官

## 3 海上保安官

# 第2 実施の方法

## 1 行方不明者の搜索

### (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡されていると推定される者。

### (2) 搜索の実施

村長が、消防吏員、消防団員、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、当該地区又は周辺地区の村民等の協力を得て実施する。

## 2 ご遺体の処理

### (1) 対象者

災害の際に死亡された者で災害による社会混乱のため、そのご遺族等がご遺体の処理を行うことができない者。

### (2) 処理の範囲

ア ご遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ ご遺体の一時保存（村）

ウ 検案

エ ご遺体の見分（警察官、海上保安官）

## 3 ご遺体の埋葬

### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡された者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又はご遺族のいないご遺体。

### (2) 埋葬の方法

ア 村長は、ご遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等をご遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明のご遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

## 4 広域火葬の調整等

村は、大規模災害等により、平常時に使用している葬祭場の能力だけでは当該ご遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は葬祭場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、市町村の応援要請および把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行うものとする。

## 5 平常時の規制の適用除外措置

村及び墓地の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

---

## 第27節 家庭動物等対策計画

---

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道

- (1) 後志総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 村

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、道及び村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、村民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 第3 同行避難

家庭動物との同行避難について。予め村は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整するよう努めるとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報するものとする。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。



## 第28節 応急飼料計画

---

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

### 第1 実施責任

村長

### 第2 実施の方法

村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、以下の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

#### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第29節 廃棄物処理等計画

---

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」及び「島牧村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、第5章 第24節「障害物除去計画」によるものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 道

- (1) 後志総合振興局長は、村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

- (2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

## 2 村

- (1) 災害廃棄物の処理は村が行う。なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求める。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

## 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、以下に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

- (1) 村長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。
- (2) 村長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。
- (3) 村長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行う。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

### 2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、以下により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、倶知安保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

---

## 第30節 災害ボランティアとの連携計画

---

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携は、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボ

ランティアセンターの設置・運営については、別途定める「島牧村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（仮称）」によるものとする。

### 第1 ボランティア団体・NPO等の協力

村は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受けるものとする。

### 第2 ボランティアの受入れ

村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障害者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

### 第3 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として以下のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

### 第4 ボランティア活動の環境整備

- 1 道、村及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、防災関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する村民等への受援・支援等の普及啓発を行うものとする。

- 2 村及び社会福祉協議会は、島牧村災害ボランティアセンター（仮称）の設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるものとする。
- 3 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、村と社会福祉協議会が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。

---

### 第3 1 節 労務供給計画

---

村及び防災関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、以下により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図るものとする。

#### 第1 供給方法

- 1 村長又は防災関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、以下の事項を明らかにするものとする。
  - (1) 職業別、所要労働者数
  - (2) 作業場所及び作業内容
  - (3) 期間及び賃金等の労働条件
  - (4) 宿泊施設等の状況
  - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

#### 第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

---

### 第3 2 節 職員派遣計画

---

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は村長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

## 第1 要請権者

- 1 知事又は道の委員会若しくは委員
- 2 村長又は村の委員会若しくは委員

なお、道又は村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長に予め協議しなければならない。

## 第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は以下の事項を明らかにした文書をもって行う。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は以下の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても同様とする。
  - (1) 派遣の斡旋を求める理由
  - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

## 第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

### 第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事(後志総合振興局長)が行うものとする。ただし、村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

#### 第2 救助法の摘要基準

##### 1 災害が発生した場合

救助法による救助は、以下に掲げる程度の災害が発生した村の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分 村の人口	村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
[島牧村] 5,000人未満	30	15	村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

適 用	<p><b>1 住家被害の判定基準</b></p> <p>(1) 滅失（全壊、全焼、流失） 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(2) 半壊、半焼（2世帯で滅失1世帯に換算） 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水（3世帯で滅失1世帯に換算） 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p><b>2 世帯の判定</b></p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
-----	---

## 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の村内において現に救助を必要する者に対して行う。

### 第3 救助法の適用手続き

#### 1 道

後志総合振興局長は、村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告するものとする。知事は、後志総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、後志総合振興局長を経由して村に通知するものとする。また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

#### 2 村

- (1) 村長は、村における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

### 第4 救助の実施と種類

#### 1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した村に対し、同法に基づき以下に掲げるもののうち、必要と認め

る救助を実施するものとする。

なお、知事は村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される以下に掲げる救助の実施について村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	村、日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヵ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	・村 対象者、対象箇所の選定 ・道 設置(但し、委任したときは村)
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	村
飲料水の供給	7日以内	村
被服、寝具、その他生活必需品の供給又は貸与	10日以内	村
医療	14日以内	医療班：道・日赤同支部 (但し、委任したときは村)
助産	分べんの日から7日以内	医療班：道・日赤同支部 (但し、委任したときは村)
災害にかかった者の救出	3日以内	村
住宅の応急修理	3ヵ月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月以内)	村
学用品の給与	・教科書等：1ヵ月以内 ・文房具等：15日以内	村
埋葬	10日以内	村
ご遺体の搜索	10日以内	村
ご遺体の処理	10日以内	村、日赤道支部
障害物の除去	10日以内	村
生業資金の貸与	(現在運用されていない)	

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	村



## 2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

## 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

# 第34節 原子力災害に関する緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応については、本節の定めるところによる他、本章の各計画に準じるものとする。

## 第1 事故状況等の把握及び通報連絡

### 1 国

原子力規制委員会は、泊発電所からの通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は関係する市町村に対して、以下のとおり要請する。

- (1) P A Z (※1)内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。
- (2) U P Z (※2)内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。
- (3) U P Z外の市町村(※3)に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。

※1 P A Z (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域、泊発電所～おおむね半径5 km圏

※2 U P Z (Urgent Protective action planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域、泊発電所～おおむね半径5～30 km圏

※3 泊発電所から概ね半径30 kmより遠い区域

札幌市、小樽市、島牧村、黒松内町等

### 2 道

原子力防災管理者及び国からの通報連絡を受けた事項について、以下に掲げる事項に留

意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。

- (1) P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること。
- (2) U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること。

### 3 村

事故状況等に応じて、第3章第1節「組織計画」の定めるところに準じ、必要な連絡体制を整える。

## 第2 防護対策（U P Z外の措置等）

### 1 道

- (1) U P Z外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。また、大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からU P Z外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、U P Z外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡するものとする。
- (2) 国から緊急時モニタリングの結果に応じたO I L(※)に基づき、避難等の指示があった場合は、U P Z外の該当市町村に対し、住民の避難等の連絡を指示するとともに、この避難等の受入先となる市町村の調整を行う。

※ O I L (Operational Intervention Level)

空間放射線量率等に基づく防護措置の実施基準

### 2 村

前項に基づく連絡を道より受けた場合、以下の事項を実施する。

- (1) 事態の段階に応じて、第3章第1節「組織計画」の定めるところに準じ、必要な体制を整える。
- (2) 村民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、村民等の屋内退避を実施するとともに、さらに緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づき、避難等の指示があった場合は、道と連携しつつ避難等の防護措置を実施する。

## 第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害に係る防災対策（災害予防及び災害応急対策）は、本計画の定めるところによる。なお、共通的な防災対策については、第4章及び第5章において定めるところに準じる。

### 第1節 地震・津波災害予防計画

#### 第1 村民等の心構え

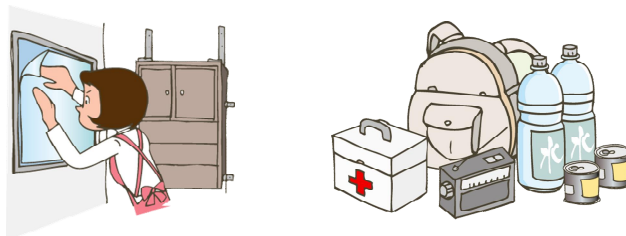
道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、村民等は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、村民等は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、自身・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

#### 1 家庭における措置

##### (1) 平常時の心得

- ア 地区の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（常用している薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）を準備する。
- キ 地区の避難訓練等に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。



##### (2) 地震発生時の心得

- ア 先ずは我が身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに先ず身の安全を確保する。

- ウ 揺れが収まったら、先ず消火する。
- エ 火が出たら先ず消火する。
- オ 慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。
- ク 避難手段（徒歩・車両）は状況に応じて選択し、持ち物は必要最小限にする。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

## 2 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転落防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### (2) 地震発生時の心得

- ア 先ずは我が身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに先ず身の安全を確保する。
- ウ 揺れが収まったら、落ち着いて素早く火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力しあうこと。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

## 3 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。 駐車すると

きは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。



#### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、車の使用を自粛することが望ましい。

### 4 津波に対する心得

#### (1) 村民等

- ア 強い揺れ、又は弱くとも長い時間ゆっくりとして揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に公表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- ク 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ケ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- コ 正しい情報をテレビ、ラジオ、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」などを通じて入手する。
- サ 津波注意報でも、海岸部は危険なので近づかない。
- シ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。



(2) 船舶関係者

ア 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、以下のとおり対応する。

(ア) 津波到達まで時間的余裕がある場合

水揚げ、荷役等を中止し、港外に避難、又は係留を強化した後に安全な場所に避難する。

(イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

水揚げ、荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をテレビ、ラジオ、広報車、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」などを通じて入手する。

ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

## 第2 地震に強いまち・むらづくりの推進

道、村及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など村の特性に配慮し、地震に強いまち・むらづくりを推進するとともに、村の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまち・むらづくりを目指すものとする。

### 1 地震に強いまち・むらづくり

(1) 道、村及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全地区等の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化など防災に配慮した総合計画等により、地震に強いまち・むらづくりを図るものとする。

(2) 国、道及び村は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

(3) 道、村及び防災関係機関は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 2 建築物の安全化

(1) 道及び村は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するものとする。

(2) 国、道及び村は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

- (3) 国、道及び村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進めるよう努めるものとする。
- (4) 道及び村は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図るものとする。
- (5) 国、道及び村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 道及び村は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努めるものとする。
- (7) 道、村、防災関係機関及び施設管理者は、建築物等における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止など総合的な地震安全対策を推進するものとする。

### 3 主要交通の強化

道、村及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

### 4 通信機能の強化

道、村及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 道、村、防災関係機関及びライフライン事業者は、上(下)水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化をすすめるものとする。
- (2) 道、村及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。
- (3) 道、村及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、事業者等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

### 6 復旧対策基地の整備

道及び村は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備に努めるものとする。

### 7 液状化対策等

- (1) 道、村、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を

図るものとする。

- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図るものとする。
- (3) 国、道及び村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池等について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

## 8 危険物施設等の安全確保

道、村及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。

## 9 災害応急対策等への備え

道、村及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、村は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺の村民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

## 10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- (1) 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道防災計画及び島牧村総合計画等に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、道及び村等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- (2) 計画対象事業
  - ア 避難地
  - イ 避難路
  - ウ 消防用施設
  - エ 消防活動用道路
  - オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート（公園）、港湾・漁港施設、共同溝等
  - カ 診療所等医療機関、社会福祉施設、保育所、小中学校等公的建造物等の改築・補強
  - キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
  - ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池等のうち地震防災上必要なもの
  - ケ 地域防災拠点施設
  - コ 防災行政通信施設・設備
  - サ 飲料水確保施設、電源確保施設等
  - シ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
  - ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護施設等）
  - セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策



## 1.1 津波につよいまち・むらづくり

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、村・地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまち・むらづくりを目指すものとする。
- (2) 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- (3) 国、道及び村は、浸水の危険性の低い地区を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の整備など避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまち・むらの形成を図るものとする。
- (4) 道及び村は、地域防災計画、総合計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局（課等）による共同での計画作成、まち・むらづくりへの防災専門官の参画など、津波防災の観点からのまち・むらづくりに努めるものとする。また、総合計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- (5) 国、道及び村は、老朽化社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第3 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止等については、本計画の定めるところによる。

### 1 基本的な考え方

- (1) 津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
  - ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル1）
  - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル2）
- (2) 最大クラスの津波（レベル1）に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸として地区ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、道及び村の連携・協力の下、地区活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。また、比較的頻度の高い一定程度の津波（レベル2）に対しては、人命保護に加え、村民財産の保護、地区の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備に努めるものとする。

なお、島牧海岸における設計津波水位（※）及び既存海岸堤防等の代表的な高さは、以下に示すとおりである。

	津波設計水位	既存海岸堤防等の代表的高さ
美川地区～元町地区	2.5 m	6.7 m
原歌地区～栄浜地区	2.0 m	6.4 m

※津波設計水位

数十年から百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して、後背地の一定の安全を確保するために必要な高さであり、海岸堤防等の高さを検討する上での目安となる水位（単位は、東京湾平均海面）

2 津波災害に対する予防対策

- (1) 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備する。

道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ関係市町村の意見を聞いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、国及び道等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。ソフト対策として、村は、道の支援を受けて指定緊急避難場所やIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」など村民等へ情報伝達手段を整備するとともに、村民等が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や防災ガイドマップ（ハザードマップ）の作成・周知徹底の努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

- (2) 津波等災害予防施設の整備

国、道及び村等は、以下により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

ア 海岸保全対策

国及び道は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸こう門の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波災害時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。また、国は、津波発生時における船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を設定し、その開発・保全を行うものとするものとする。

イ 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や後背地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、桶門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施するものとする。

ウ 港湾及び漁港整備事業

港湾事業者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施するものとする。漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施

するものとする。

#### エ 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の重質を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施するものとする。

### (3) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

#### ア 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

(ア) 札幌管区気象台等の防災関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化するものとする。また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないものとする。

(イ) 道は、北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備するものとする。

(ウ) 国及び道は、沖合を含みより多くの地点における津波即時観測データを充実し、村、防災関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

#### イ 伝達手段の確保

村は、村民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、海岸部の釣り人やキャンプ客等にも確実に伝達できるようIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、広報車等の様々な手段活用を図る。また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

#### ウ 伝達協力体制の確保

村は、沿岸部に入出が予想される施設の管理者、島牧漁業協同組合、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達体制を確保する。

#### エ 津波警報等災害情報伝達訓練等の実施

(ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、村及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(イ) 村は、村民等に対し、講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地区会（村民）、事業者等が一体となり、要配慮者にも考慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(ウ) 島牧小学校、島牧中学校及び島牧保育所は、児童・生徒、園児等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

(4) 津波警戒の周知徹底

道、村及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する以下のような事項についての周知徹底を図るものとする。

ア 村民等に対して周知を図る事項

- (ア) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (イ) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大級の避難等の防災対応をとる。
- (ウ) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (エ) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (カ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- (キ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (ケ) 正しい情報をラジオ、テレビ、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車などを通じて入手する。
- (コ) 津波注意報でも、海岸でのキャンプや磯釣り等は危険なので行わない。
- (サ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者に対して周知を図る事項

- (ア) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、以下のとおり対応する。
  - a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
    - 水揚げ、荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
  - b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
    - 水揚げ、荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (イ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車などを通じて入手する。
- (ウ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

ウ 漁業地域において周知を図る事項

- (ア) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。  
決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁・札幌管区気象台からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (ウ) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

#### 第4 火災予防計画

地震に起因した発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、本計画の定めるところによる。

##### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、道及び村・消防島牧支署は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付きの石油ストーブ等を使用するよう指導を強化する。

##### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、地区ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地区の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 旅館、診療所等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

##### 3 予防査察の強化指導

村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地区等に応じて計画的に実施し、常に当該地区の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地区等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

## 第5 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震（昭和39年（1964年）」）を契機として認識されたところである。「平成7年（1995年）阪神・淡路大震災」においても埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年埋立てなどによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大により以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。北海道においては「昭和43年（1968年）十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中が見られたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。また「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧市周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

### 2 液状化対策の推進

(1) 道、村及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限いくい止めるため、公共事業などの実施に当たっては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

(2) 液状化対策の調査・研究

道、村及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行うものとする。

(3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して、

ア 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

が考えられる。

(4) 液状化対策の普及・啓発

道、村及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、村民等や施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

## 第2節 地震・津波災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、道、村及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策を実施するものとする。

### 第1 応急活動体制

第3章第1節第2「応急活動体制」による。

### 第2 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報の伝達は、本計画の定めるところによる。

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁・札幌管区気象台は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

##### (2) 緊急地震情報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達される。気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、村（地方公共団体）等に伝達される。

村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報をIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、屋外スピーカー等により村民等に迅速かつ的確に伝達する。

#### 2 津波警報等の種類及び内容

##### (1) 津波警報等の種類

###### ア 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区（※）において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

###### イ 津波注意報

該当する津波予報区（※）において、津波による災害のおそれがあると予想されると

き発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

なお、島牧村の津波予報区は「北海道日本海沿岸南部」(※)に含まれる。

※ 後志総合振興局(積丹岬北端以东を除く。)、檜山振興局及び渡島総合振興局(白神岬南端以东を除く。)の管内



(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。但し、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		



<b>津波警報</b>	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。</p> <p>人は津波による流れに巻き込まれる。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台など安全な場所に避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
<b>津波注意報</b>	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また小型船舶が転覆する。</p> <p>海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。</p> <p>海岸でのキャンプや磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</p>

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
<b>津波予測</b>	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配がなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海岸でのキャンプなどに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測しや地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加した地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ・地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他のの情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響に関しても発表

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び札幌管区気象台が、道・村等の関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの事象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体等が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料

地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

ウ 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測地）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を 発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表

津波警報を 発表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報警報等の 発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を 発表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

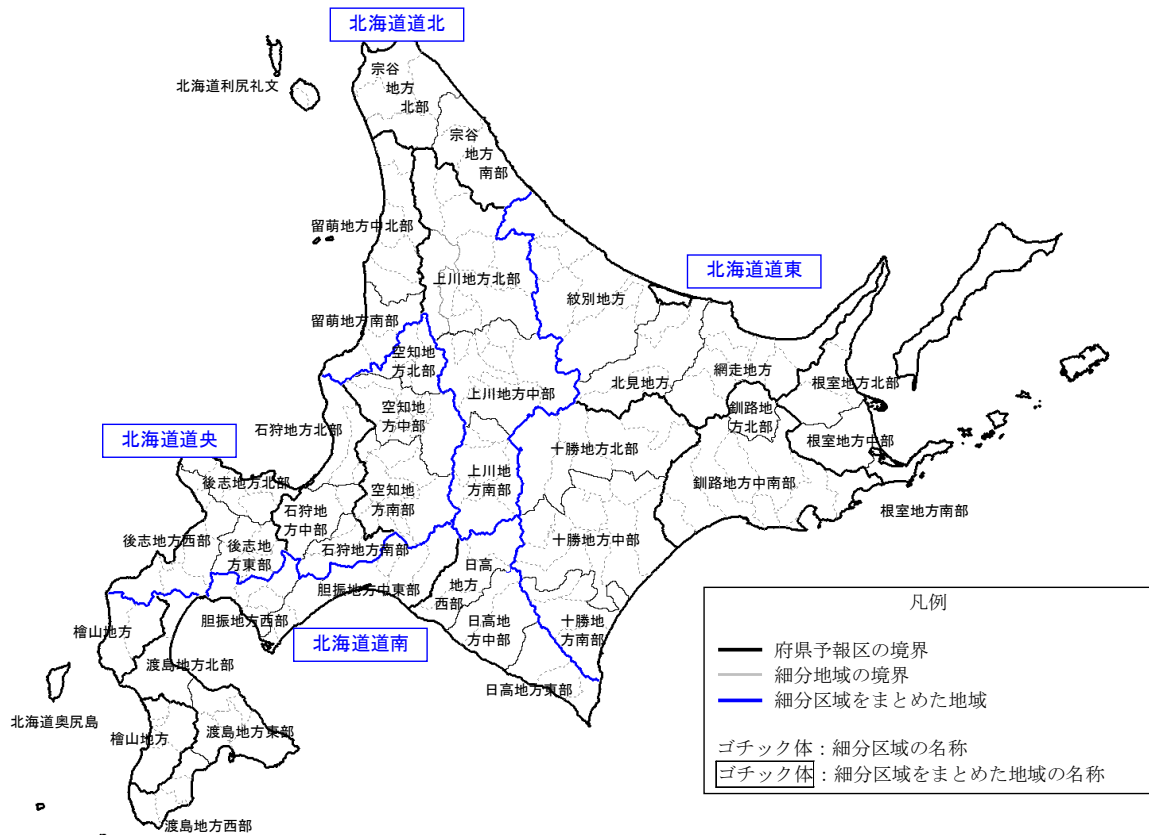
注 津波情報の留意事項

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中でも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測による情報
  - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 津波の沖合観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

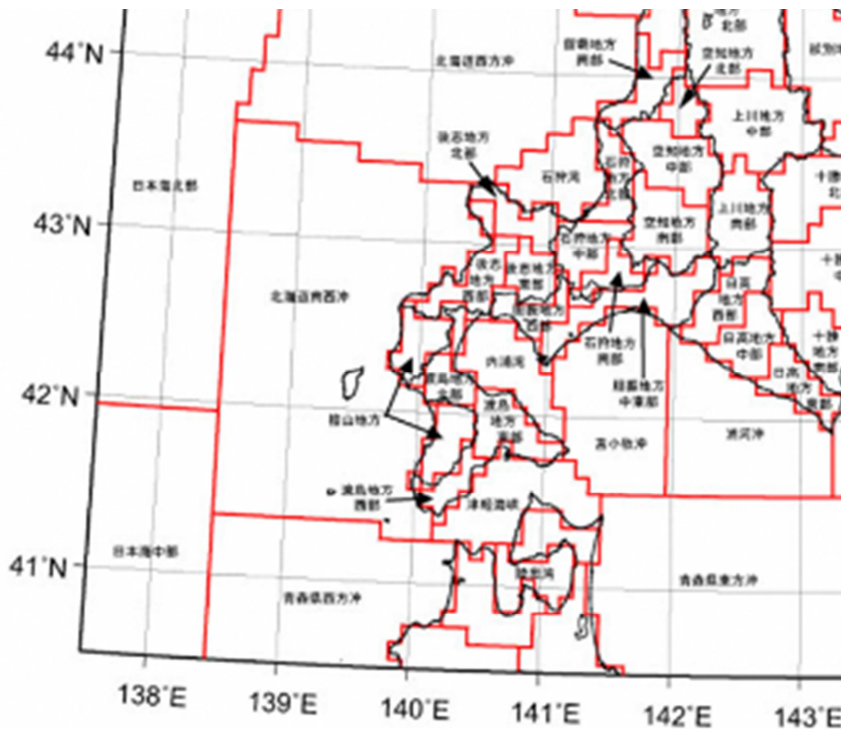
(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

北海道道央>後志地方西部>島牧村



(2) 震央地名

北海道南西沖>島牧村沿岸、後志地方西部>島牧村



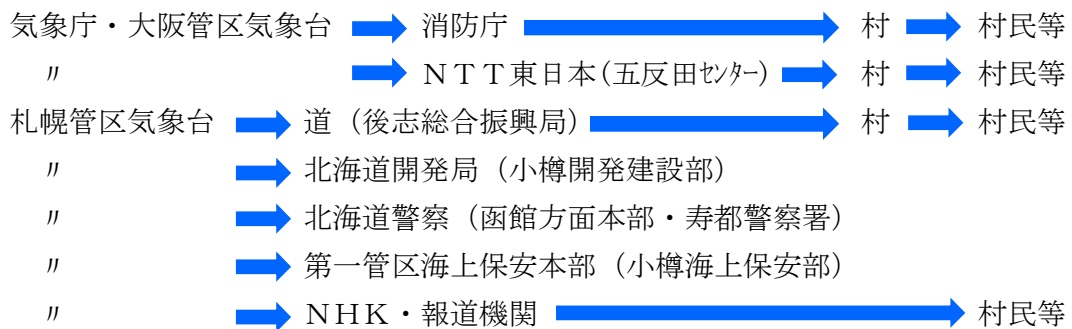
(3) 津波予報区

北海道日本海沿岸南部（※）＞島牧村沿岸

※ 北海道のうち、後志総合振興局（積丹岬北端以东を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以东を除く。）の管内



4 津波警報等の伝達（村関連分）



5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象（※）を発見した者は、直ちに村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。通報を受けた警察官又は海上保安官は村長に通報する。また、通報を受けた村長は速やかに知事（後志総合振興局長）及び札幌管区气象台等の防災関係機関に通報する。

※異常現象

- ・地震に関する事項：頻発地震、異常音響及び地変
- ・水象に関する事項：異常潮位又は異常波浪

第3 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や住宅地への延焼拡

大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の村民等や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

村における消火活動については、本計画の定めるところのほか、第4章第10節「消防計画」及び第7章第5節「大規模な火事災害対策計画」による。

### 1 消防活動体制の整備

村は、村内における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）と連携して消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、その整備に努める。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

村は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

村は、消防活動が円滑に行われるよう、以下に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

### 4 地震火災対策計画の作成

村は、大地震時における火災防御活動及び村民等救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）と連携して、あらかじめ地震火災対策計画を作成するものとする。この場合、その基本的事項は、概ね以下のとおりとする。

#### (1) 消防吏員、消防団員の確保

大規模地震発生時には、住宅地等における火災の多発に伴い、集中的な消火活動は困難であり、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防吏員・消防団員の招集も困難になるなど消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずるものとする。

#### (2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

#### (3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での村民等、特に要配慮者の救護方法について検討しておくものとする。

#### (4) 初期消火の徹底

村民等に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るものとする。また、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の村民等や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

### 第4 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については本計画の定めるところによる。

#### 1 津波警戒体制の確立

道、村等は、気象庁・札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとして揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒体制をとる。

##### (1) 道

津波に関する情報の収集、沿岸市町村との連絡調整を行う。さらに漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波に関する情報の収集、伝達を行うものとする。

##### (2) 村

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオ等の聴取等警戒態勢をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

##### (3) 北海道警察（函館方面本部）

気象庁・札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに寿都警察署を通じて村等に津波警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施するものとする。

##### (4) 第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒態勢をとるよう周知するものとする。

#### 2 村民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、道、村等は津波来襲時に備え、以下の対策をとる。

##### (1) 道

村が災害の発生により、避難指示を行うことができない場合、知事は避難指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって実施するものとする。また、村から求めがあった場合には、避難指示の対象地区、判断時期等について助言するものとする。そして、時期を失することなく避難指示が発令されるよう村に積極的に助言するものとする。



## (2) 村

村長は、村民等に対して直ちに避難指示を行うとともに、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。また、津波来襲が切迫している場合、できるだけ高い場所に緊急避難するよう伝達する。

## (3) 北海道警察（函館方面本部・寿都警察署）

気象庁・札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに寿都警察署を通じて村等に津波警報等の内容を伝達するとともに、寿都警察署は避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

## (4) 第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行うものとする。

**3 災害情報の収集**

道、北海道警察（函館方面本部）及び第一管区海上保安本部（小樽海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関との情報の共有化を図るものとする。

**第5 被災建築物安全対策計画**

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、本計画の定めるところによる。

**1 応急危険度判定の実施**

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

## (1) 活動体制

道（後志総合振興局）及び村は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、それぞれ震災建築物応急危険度判定支援（地方）本部及び震災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。また、道は、建築技術者の派遣等により、積極的に村の活動を支援するものとする。

## (2) 基本的事項

## ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

## イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

## ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階

で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容については、以下のとおりである。

**危険**：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合である、使用及び立入りができない。

**要注意**：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

**調査済**：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関（村）による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、以下のとおりとする。

### (1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講じるものとする。

### (2) 実施主体及び実施方法

#### ア 道、村

道及び村は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行うものとする。

#### イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・暴露防止のための応急措置を行うものとする。

#### ウ 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行うものとする。

#### エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行うものとする。

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 海上災害対策計画

#### I 海難対策計画

##### 第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

##### 第2 災害予防

各防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

###### 1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ。）、島牧漁業協同組合
  - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
  - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
  - ウ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
  - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 札幌運輸支局（北海道運輸局）、小樽海上保安部、道、寿都警察署、村（消防島牧支署）
  - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
  - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
  - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

- エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、以下により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、島牧漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
  - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
  - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する小樽海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し以下の事項を指導するものとする。
  - (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
  - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
  - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
  - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
  - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 小樽海上保安部及び札幌運輸支局（北海道運輸局）は、以下の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
  - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
  - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
  - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

##### (1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、以下のとおりとする。

小樽海上保安部と管内消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安部署	消防本部
小樽海上保安部	岩内・寿都地方消防組合消防本部 小樽市消防本部 石狩北部地区消防事務組合消防本部 北後志消防組合消防本部

## (2) 実施事項

各防災関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 広域海難発生時の広報

第5章 第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施する。

## (1) 実施機関

船舶所有者等、島牧漁業協同組合、札幌運輸支局（北海道運輸局）、小樽海上保安部、村、岩内・寿都地方消防組合、道、寿都警察署

## (2) 実施事項

## ア 被災者の家族等への広報

各防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 防災関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

## イ 旅客及び村民等への広報

防災関係機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により以下の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 防災関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

## (1) 道

知事は、海難が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、必要に応じ北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

## (2) 村

村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地区に係る災害応急対策を実施する。

## (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災

害応急対策を実施するものとする。また、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### 4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、防災関係機関が相互に密接に協力のうえ、島牧漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

#### 5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めによるほか以下によるものとする。

##### (1) 実施事項

##### ア 小樽海上保安部（海上保安庁法第5条）

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- (イ) 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- (ウ) 警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

##### イ 村（基本法第62条、水難救護法第1条）

- (ア) 遭難船舶を認知した際は、小樽海上保安部及び寿都警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、村民等を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

##### ウ 寿都警察署（水難救護法第4条）

救護の事務に関し村長を助け、村長が現場にいない場合は、村長に代ってその職務を行うこと。

##### エ 島牧漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、防災関係機関に対する連絡に当たること。

##### オ 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織、当村では島牧漁業協同組合内に設置）

防災関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

#### 6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、小樽海上保安部と岩内・寿都地方消防組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施するものとする。

#### 7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところ

ろにより実施するものとする。

## 8 行方不明者の捜索及びご遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、ご遺体の収容、埋葬等については、第5章第2節「行方不明者の捜索及びご遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 10 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 11 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

# II 流出油等対策計画

## 第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については、第7章第4節「危険物等災害対策計画」による。

## 第2 災害予防

各防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 1 関係行政機関の共通実施事項（小樽開発建設部、札幌運輸支局（北海道運輸局）、小樽海上保安部、道、寿都警察署、村、岩内・寿都地方消防組合）

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図ること。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めること。

- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備すること。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図ること。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について防災関係機関と情報を共有すること。
- (6) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、他の防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずること。

## 2 各行政機関の個別の実施事項

### (1) 小樽開発建設部（北海道開発局）

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するものとする。

### (2) 小樽海上保安部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、以下に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行うものとする。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- (イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
- (ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油の防除に関する協議会の育成強化を行うものとする。

ウ 防災関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、以下の方法により関係者を指導啓発するものとする。

- (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
- (イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、以下の事項の励行を図り、海難の未然防止に努めるものとする。

- (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
- (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
- (ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守



## (3) 道

- ア 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導するものとする。
- イ 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導するものとする。
- ウ 市町村及び防災関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施するものとする。

## (4) 村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

- ア 油類積載船舶の接岸荷役がある場合は、その荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- イ 大量の危険物荷役がある場合は、その荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ウ 船舶所有者等、島牧漁業協同組合に対し、荷役について以下のとおり指導する。
  - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
  - (イ) 消火器具の配備。
  - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
  - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について防災関係機関と相互に交換する。

## 3 船舶所有者等、島牧漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、他の防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

## 1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は以下により実施される。

## (1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、小樽海上保安部より、道（後志総合振興局）、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、函館方面本部（寿都警察署）及びその他の防災関係機関に連絡される。

(2) 実施事項

各防災関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、島牧漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、札幌運輸支局（北海道運輸局）、小樽海上保安部、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、道、函館方面本部（寿都警察署）

(2) 実施事項

ア 旅客及び村民等への広報

各防災関係機関は報道機関を通じ、村はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により以下の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、村に与える影響
- (オ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

(1) 道

知事は、油等大量流出事故災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 村

村長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の防災関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

各防災関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

## 4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は以下のとおりである。

## (1) 事故の原因者等

速やかに小樽海上保安部又は直接第一管区海上保安本部に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

## (2) 小樽海上保安部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、防災関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講ずる。

エ 緊急を要し、かつ必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油もしくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、もしくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

## (3) 小樽開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び防災関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

## (4) 道、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

ア 道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を防災関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに防災関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

## (5) 寿都警察署（函館方面本部）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、防災関係機関と緊密に連携し、必要により村民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

## 5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は、以下により実施するものとする。

### (1) 小樽海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）に協力を要請するものとする。

### (2) 村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

火災状況等の情報収集に努め、小樽海上保安部の消火活動に協力するものとする。

## 6 避難措置

流出油等による火災、爆発により村民等の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 8 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 9 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

## 11 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第30節「災害ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

## 第2節 航空災害対策計画

### 第1 基本方針

村等において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

各防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防措置を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、他の防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、他の防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

## 1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

### (1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、以下のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合は、発見者から寿都警察署、村又は消防島牧支署に通報され、村から後志総合振興局・近隣消防機関に連絡する。 空港管理事務所等へは、道が連絡するものとする。

イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）は、東京救難調整本部を通じて関係防災機関等に伝達され、村、岩内・寿都地方消防組合へは道を通じて連絡されるものとする。

### (2) 実施事項

ア 各防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 各防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 各防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び村民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施するものとする。

### (1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、道、寿都警察署、小樽海上保安部

### (2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確にきめ細かく適切に提供する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等への情報

(エ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び村民等への広報

各防災関係機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により以下の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、村等に与える影響
- (キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 道

知事は、航空災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え災害応急対策を実施するものとする。

#### (2) 村

村長は、航空災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより村内に係る災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

### 4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各防災関係機関が相互に密接な協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

### 5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動等によるものとする。

### 6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによる。

### 7 消防活動

航空災害時における消防活動は、以下により実施するものとする。

- (1) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施、又は要請する。
- (2) 消防吏員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 8 行方不明者の搜索及びご遺体の埋葬等

村及び各防災関係機関は、第5章第26節「行方不明者の搜索及びご遺体の埋葬等計画」の

定めにより、行方不明者の捜索、ご遺体の埋葬等を実施するものとする。

## 9 交通規制

寿都警察署等各防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

## 10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、以下により実施するものとする。

### (1) 実施機関

道、村

### (2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、第5章第29節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

## 11 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 12 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

---

## 第3節 道路災害対策計画

---

### 第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 道路管理者



- ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずるものとする。
- カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## (2) 寿都警察署（函館方面本部）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 災害応急対策

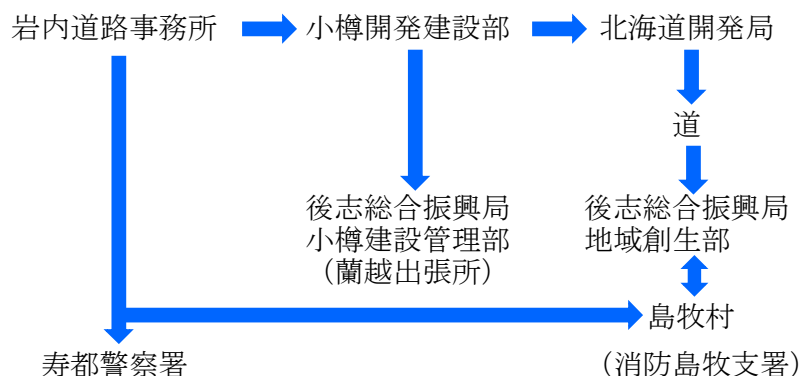
### 1 情報通信

道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

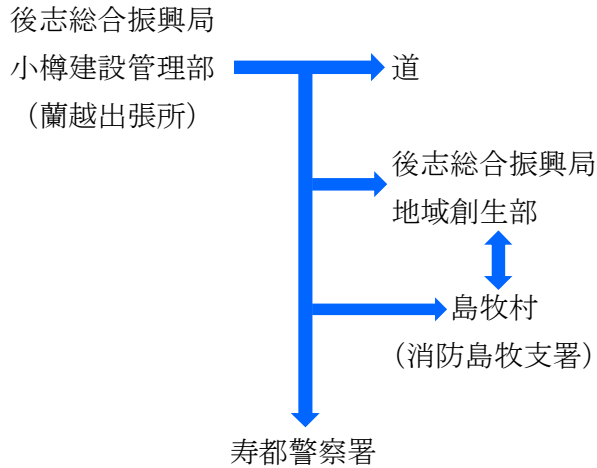
#### (1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統（村関連分）は、以下のとおりとする。

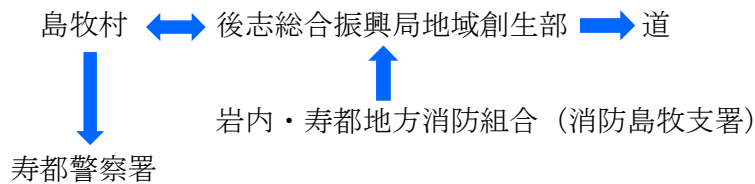
##### ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 村の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。
- ウ 防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び村民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、道、寿都警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確にきめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
  - (オ) その他必要な事項
- イ 道路利用者及び村民等への広報

防災関係機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により以下の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地区（村）に与える影響
- (キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 道

知事は、道路災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

#### (2) 村

村長は、道路災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、村に係る災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

#### (4) 災害対策現地合同本部の設置

各防災関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

### 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、防災関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

### 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、以下により実施するものとする。

#### (1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防島牧支署等による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防吏員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 7 行方不明者の捜索及びご遺体の収容等

村及び各防災関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及びご遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、ご遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、以下により実施する。

(1) 寿都警察署（函館方面本部）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

## 9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 10 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 11 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、以下に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるもの

とする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

## 第4節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第7章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

### 第2 危険物の定義

#### 1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

#### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### 4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

#### 5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

### 第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び防災関係機関がとるべき対応は以下のとおりとする。

#### 1 危険物等災害予防

##### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地区の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、寿都警察署へ通報する。

##### (2) 道、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

##### (3) 寿都警察署（函館方面本部）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

#### 2 火薬類災害予防

##### (1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

##### (2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 寿都警察署（函館方面本部）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

### 3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について指導、監督する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 寿都警察署（函館方面本部）

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

#### 4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を倶知安保健所、寿都警察署又は岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 寿都警察署（函館方面本部）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(4) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

#### 5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素



等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）等の防災関係機関へ通報するものとする。

(2) 寿都警察署（函館方面本部）

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(3) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

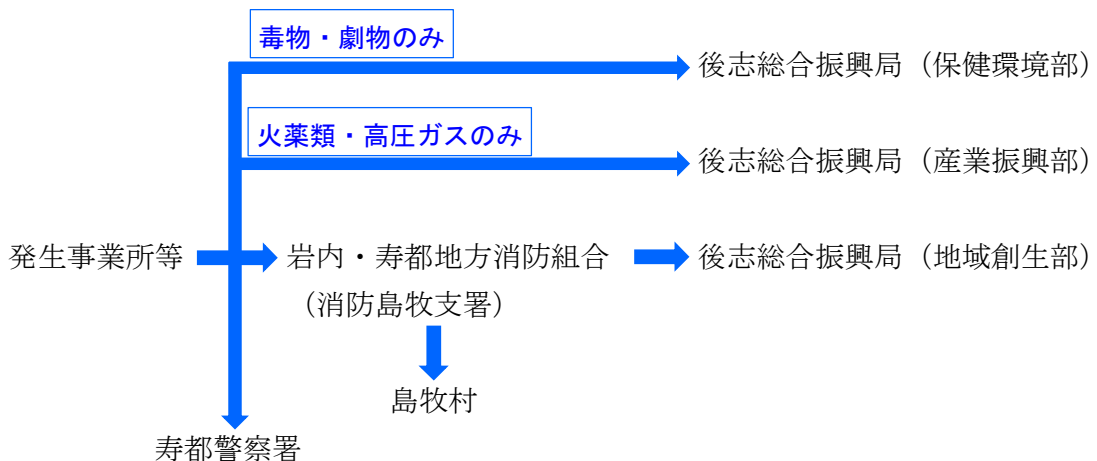
## 第4 災害応急対策

### 1 情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施する。

(1) 情報連絡系統

情報連絡の連絡系統（村関連分）は、以下のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡する。

ウ 防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、村民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施するものとする。

### (1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

### (2) 実施事項

#### ア 被災者の家族等への広報

防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

#### イ 村民等への広報

防災関係機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により、以下の事項についての広報を実施するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地区（村）に与える影響
- (キ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 道

知事は、危険物等災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

### (2) 村

村長は、危険物等災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、村に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

### (4) 災害対策現地合同本部の設置

各防災関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、以下により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

#### 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、以下により実施するものとする。

(1) 事業者

岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努めるものとする。

(2) 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防吏員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

#### 6 避難措置

村等各防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

#### 7 救助救出及び医療救護活動等

村等各防災関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、村等各防災関係機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及びご遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、ご遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### 8 交通規制

寿都警察署等の関係防災機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

## 9 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 10 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

# 第5節 大規模な火事災害対策計画

## 第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第2 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

### 1 村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

#### (1) 大規模な火事災害に対する強いまち・むらづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまち・むらづくりを推進する。

#### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### (3) 予防査察の実施

多数の村民等が出入りする旅館、診療所、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### (4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### (5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用す

ることにより、村民等の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地区の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防災運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防吏員・消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成・運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

防災関係機関、地区会、村民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

(10) 火災警報の発令

村長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受け、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

## 2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市町村、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行うものとする。

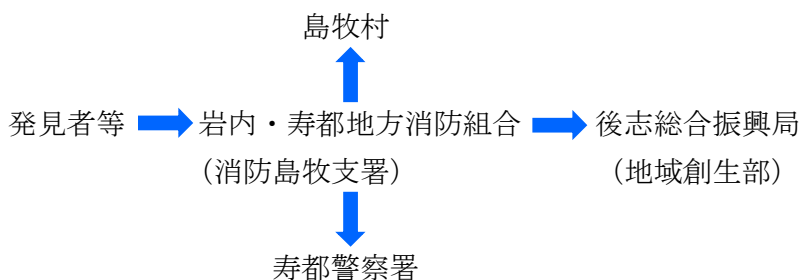
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

(1) 情報連絡系統

情報連絡の連絡系統（村関連分）は、以下のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するもの

とする。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、村等各関係防災機関が被災者の家族、村民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施するものとする。

### (1) 被災者の家族への広報

関係防災機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

### (2) 村民等への広報

関係防災機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により、以下の事項についての広報を実施するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地区（村）に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 道

知事は、大規模な火事災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

### (2) 村

村長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、村に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

### (4) 災害対策現地合同本部の設置

各防災関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災

害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### 4 消防活動

岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、人命の安全確保と延焼防止を基本として以下により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣村民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、村民等による初期消火活動の実施に当たっては、村民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

#### 5 避難措置

防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

#### 6 救助救出及び医療救護活動等

村等各関係防災機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び同第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、村等関係防災機関は、第5章第26節「行方不明者の捜索及びご遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、ご遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

#### 7 交通規制

寿都警察署（函館方面本部）等の防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

#### 8 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

#### 9 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

### 第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地区の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、村は、被災の状況、被災地区の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携の

もと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第6節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 第2 予防対策

#### 1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、村及び防災関係機関は以下により対策を講ずるものとする。

(1) 後志森林管理署、道、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、以下の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、防災関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して以下の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）及び村条例（昭和62年条例第10号）の規定に基づく村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、村・地区に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定するよう努める。



## (2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、以下の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

## (3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に以下の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

## (4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に以下の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

## (5) バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、以下の事項について協力するものとする。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

**2 林野火災予消防対策協議会**

林野火災の予消防対策を推進するため、以下の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

## (1) 全道協議会

全道の予消防対策については、以下の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進するものとする。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道

市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益財団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

後志総合振興局区域の予消防対策については、後志地方を管轄する地方部局及び関係機関により構成する各地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3) 村の協議会

村の予消防対策については、村、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）及び後志森林管理署が実施し、危険期間内の4月10日～5月20日（基準）を林野火災予防強調期間として推進する。

### 3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、防災関係機関は以下により、警報・注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節「気象業務に関する計画」による。

(2) 通報の伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報）の伝達系統（村関連分）は、以下のとおりとする。

ア 道

札幌管区气象台から通報を受けた道は、直ちにこれを各（総合）振興局及び市町村へ通報するものとする。

イ 村

(ア) 通報を受けた村は、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）へ通報する。

(イ) 村長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報を発することができる。

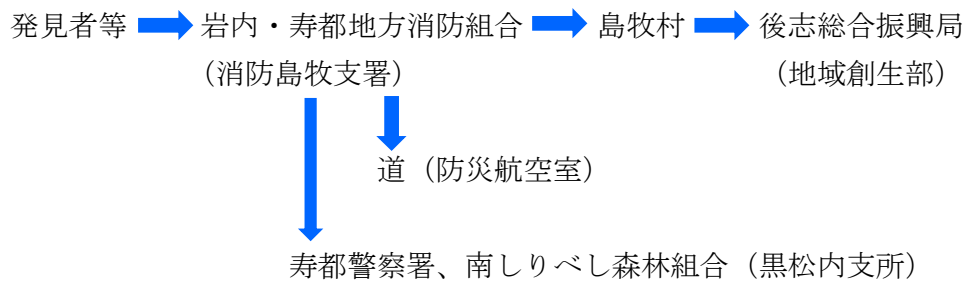
(ウ) 火災に関する警報を発したときは、岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）、寿都警察署、南しりべし森林組合（黒松内支所）、地区会に通報するとともに、村民等への周知を図る。

## 第3 応急対策

### 1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統（村関連分）は、以下のとおりとする。



## (2) 実施事項

- ア 防災関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。
- ウ 防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 村及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、村等関係防災機関が被災者の家族、村民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施する。

### (1) 被災者の家族への広報

防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ以下の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

### (2) 村民等への広報

村等関係防災機関は、報道機関を通じ、又はIP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車の利用等により、以下の事項について広報を実施するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地区（村）に与える影響
- カ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じ道防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

#### (2) 村

村長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、村に係る災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

#### (4) 災害対策現地合同本部の設置

各防災関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4 消防活動

岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、以下により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、南しりべし森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

### 5 避難措置

村等の関係防災機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 6 交通規制

寿都警察署（函館方面本部）の各防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

### 7 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

### 8 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単

独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第7節 大規模停電災害対策計画

### 第1 基本方針

大規模停電災害により、村民等の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

各防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、防災関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害時に対策が有効に機能することを確認する。

##### (2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組みを行うものとする。

##### (3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、防災関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

##### (4) 道

大規模停電発生時に電源車の配備等、防災関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うものとする。

##### (5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応で

きる電源を確保するものとする。

ウ 道民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 防災関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、他の防災関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 防災関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

#### (6) 診療所等の重要施設

診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

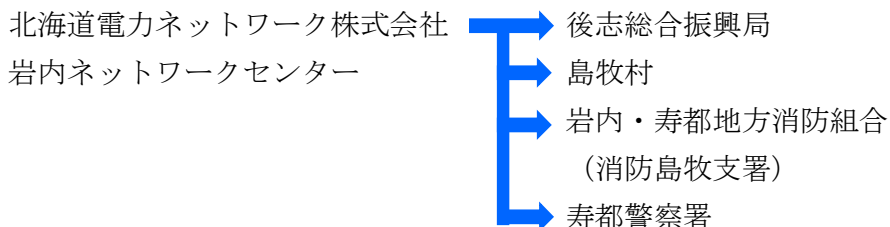
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、以下により実施するものとする。

##### (1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統（村関連分）は、以下のとおりである。



##### (2) 実施事項

ア 防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地区の村民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、以下により実施するものとする。

### (1) 実施機関

道・後志総合振興局、村、北海道警察函館方面本部（寿都警察署）、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社（岩内ネットワークセンター）

### (2) 実施事項

実施機関は、村民等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、村民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。また、情報提供の際は、外国人に対して配慮するよう努めるものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地区（村）に与える影響
- オ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ道防災計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとする。

### (2) 村

村長は、大規模停電災害時、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、村に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 防災関係機関

各防災関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の防災関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

### (4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社（岩内ネットワークセンター）

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施するものとする。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、防災関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備するものとする。

## 4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、以下により実施するものとする。

- (1) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (2) 診療所等との連携による円滑な救急搬送

## 5 医療救護活動

- (1) 道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。
- (2) 大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

## 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、以下の必要な交通対策を行うものとする。

- (1) 寿都警察署（函館方面本部）

信号機の停止等により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

- (2) 道路管理者

必要に応じた交通規制を行うとともに、防災関係機関との道路情報の共有を行うこと。

## 7 避難所対策

大規模停電災害により村民等の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 8 応急電力対策

- (1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時に直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するものとする。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の防災関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定するものとする。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イ項による決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

- (2) 通信機器等の充電対策

防災関係機関は、必要に応じてスマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

## 9 給水対策

村（水道管理者）は、水道水を供給する施設等の停止により断水地区が発生したときは給水活動を行う。また、必要に応じて近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に応援を要請する。



### 10 石油類燃料の供給対策

道及び村が行う大規模停電災害時における石油類燃料の供給対策については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによる。

### 11 防犯対策

寿都警察署（函館方面本部）は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

### 12 自衛隊派遣の要求

村長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第5章第6節「自衛隊派遣要求及び派遣活動計画」の定めにより、後志総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

### 13 広域応援

道、村及び岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災した地区の特性や被災状況等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまち・むらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて努めて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講ずるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を支援するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

---

#### 第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね以下の計画による。

##### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 公園

##### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 3 水道施設災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

いちじるしく激甚である災害が発生した場合には、道及び村は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 第1 罹災証明書の交付

#### 1 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定に方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

#### 2 村

- (1) 村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を、民生班（住民課）を主体にして確立する。
- (2) 村長は、村に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。
- (3) 村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用についても検討する。

- (4) 村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (5) 村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当と応急危険度を判定する担当が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

### 3 岩内・寿都地方消防組合（消防島牧支署）

岩内・寿都地方消防組合火災調査規定（平成11年12月21日訓令第7号）に基づき、以下の事項を行うものとする。

- (1) 罹災に関係ある者から、罹災証明書の交付申請があった場合は、罹災証明願を提出させ、当該火災の焼損状況の事実に基づき、罹災証明書を交付する。
- (2) この規定は、爆発、その他の災害について準用する。

## 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

### 1 被災者台帳の作成

- (1) 村長は、村に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する以下の各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 住家の被害、その他村長が定める種類の被害の状況
  - カ 援護の実施の状況
  - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
  - ク 電話番号その他の連絡先
  - ケ 世帯の構成
  - コ 罹災証明書の交付の状況
  - サ 村長が台帳情報を島牧村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
  - シ 上記の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
  - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
  - セ その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項
- (3) 村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部

で利用することができる。

- (4) 村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 村長は、以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 村が作成した台帳情報の提供を受けようとする申請者は、以下の各号に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し村長が必要と認める事項

- (3) 村長は上記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。但し、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（本節第2(2)ス）を含めないものとする。

## 第3 融資・貸付等による金融支援

国、道は、被災した村民等の生活再建や経営安定等を図るため、以下の融資・貸付等の金融支援を行うものとする。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金

- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

#### 第4 災害義援金の募集及び配分

##### 1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

##### 2 北海道災害義援金募集委員会の運営方法等

- (1) 委員会の事務局は、日本赤十字社北海道支部に置く。
- (2) 募集する義援金は原則として現金とする。
- (3) 各構成団体の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- (4) 各構成団体において受付けた義援金は、委員会が開設する義援金口座に随時送金される。
- (5) 委員会口座に送金された義援金は、募集期間終了後速やかに、北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金される。
- (6) その他、災害義援金募集要綱による。

##### 3 北海道災害義援金配分委員会の運営方法等

- (1) 委員会の事務局は、道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。
- (2) 北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- (3) その他、災害義援金配分要綱による。